

参 考 資 料

令和6年12月25日

目 次

1. これまでの中央教育審議会答申の経緯について P 3

- 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」【総論概説】
- 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）
- 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）【概要】

2. 教職課程・教員免許について P 14

- 我が国の教員免許制度について
- 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位
- 教職課程コアカリキュラム（概要）
- 教職課程を有する大学等における免許状取得状況
- 免許取得に至らない理由
- 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例
- 専科指導優先実施教科に対応した小二特例
- 諸外国の教師の免許、採用等に関する主な制度について（概要）
- 諸外国の教師免許制度等について

3. 大学における教員養成の現状について P 26

- 教職課程を有する大学等数
- 国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状
- 国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移
- 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要
- 教職大学院の教育課程について
- 国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移
- 教職大学院修了者の教員就職状況
- 教員養成フラッグシップ大学について
- 教員養成フラッグシップ大学：指定大学の取組テーマ・概要
- 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化

4. 教員採用関係について P 37

- 公立学校年齢別教員数（令和5年度）
- 公立学校教員採用選考試験の概要
- 公立学校教員採用選考試験の実施状況
- いわゆる「教師不足」の定義と構造

目次

- 教師不足の状況と構造的要因
- 公立小・中学校教員の退職者数の推移（平成25年度末～令和11年度末）
- 公立小・中学校教員の採用者数の推移（平成26年度～令和12年度）
- 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳
- 公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳
- 公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳
- 公立学校教員採用試験における大学院卒採用者の状況
- 今後の方向性 ～教師志願者の増加に向けて～
- 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について 通知のポイント
- 教員採用選考試験に係る第1次選考の共同実施に向けた検討会議について
- 共同実施で想定される実施方式について
- 共同実施における出願イメージ

5. 教員研修関係について P 57

- 教員研修の実施体系
- 教員研修の仕組みにおける主体（県費負担教職員の場合）
- 「全国教員研修プラットフォーム」の構築・運用とオンライン研修コンテンツの充実
- 全国教員研修プラットフォームについて
- （独）教職員支援機構の位置付け・役割について
- NITS戦略（取組）～新たな学びについて～
- NITS「教職員の学び協働開発部」について（令和6年4月）
- 子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業

6. 社会人等の教職への参入について P 66

- 社会人等の多様な人材の活用について
- 特別免許状について
- 特別免許状に関する運用の見直しについて
- 特別免許状の授与及び活用等に関する指針（概要）
- 特別免許状の授与件数の内訳（学校種・教科別）
- 特別免許状の授与件数の内訳（令和元年度～令和4年度）
- 特別非常勤講師制度について
- 教員資格認定試験の概要
- 各自治体における社会人の教師への入職促進策について
- 諸外国における社会人等が教員資格を得る仕組み・状況

1. これまでの中央教育審議会答申の経緯について

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な
「**予測困難な時代**」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

【成果】

国際的にトップクラスの学力

学力の地域差の縮小

規範意識・道徳心の高さ

【今日の学校教育が直面している課題】

子供たちの多様化

生徒の学習意欲の低下

教師の長時間労働

情報化への対応の遅れ

少子化・人口減少の影響

感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への
偏りからの脱却

一人一人の子供を主語にする
学校教育の実現



「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる／
新しい時代の学校教育の実現

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学び
協働的な学び

一体的に充実



主体的・対話的で
深い学び

授業外の学習改善

授業改善

＼子供の資質・能力の育成／

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ **一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、
異なる方法等で学習を進める**

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

→ **異なる目標に向けて、学習を深め、広げる**



協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する

→ **異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す**



各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の充実・整備

4.「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割・指導の

＼**範囲・内容・量の精選・縮減・重点化**／

＼**学校と地域社会の連携・協働**／

一体となって子供の成長を支えていく

＼**「二項対立」^{かんせい}の陥穽に陥らない**／

どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく

- 一斉授業 or 個別学習
- デジタル or アナログ
- 履修主義 or 修得主義
- 遠隔・オンライン or 対面・オフライン

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、**教育の機会均等**を実現する
- (2) 連携・分担による**学校マネジメント**を実現する
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せ**を実現する
- (4) **履修主義・修得主義等**を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて**学びを保障する**
- (6) 社会構造の変化の中で、**持続的で魅力ある学校教育**を実現する

5.「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

- ✓ **学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの**
- ✓ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく**

＼**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**／

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**に生かすとともに、**今までできなかった学習活動の実施**や**家庭など学校外での学びを充実する**
 - 特別な支援が必要な児童生徒への**きめ細かな支援**や、個々の才能を伸ばす**高度な学びの機会の提供**など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- #端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」
#ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、**教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する**
 - 教員養成大学・学部は**新たな時代に対応した教員養成モデルの構築**や、**不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核**としての役割を果たす
- #ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上
#指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、**クラウドにアクセスし、各種サービスを活用する**ことを前提
 - 各学校段階（小・中・高）における**1人1台端末環境の実現**と、**端末の家庭への持ち帰り**が望まれる
- #デジタル教科書・教材の普及促進
#教育データの利活用 #ICT人材の確保
#校務効率化

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）

令和4年12月19日
中央教育審議会

第Ⅰ部 総論

経緯

中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項
「個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**とがチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は国際的に高く評価される一方、**教師の長時間勤務が課題**
- ・子供たちの多様化（**特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒**など）
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題の発生**

これまでの取組

- ・新学習指導要領の実施
- ・小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・GIGAスクール
- ・学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

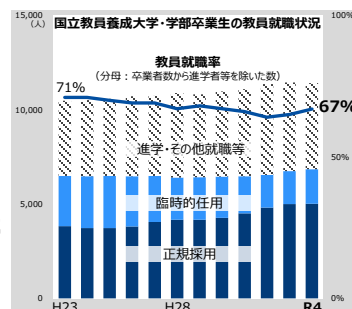
- ・経済財政諮問会議
- ・規制改革推進会議
- ・内閣府CSTI
- ・教育未来創造会議

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

養成

教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能

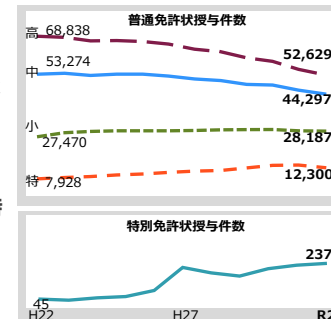
- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**



免許

原則、都道府県教育委員会が授与

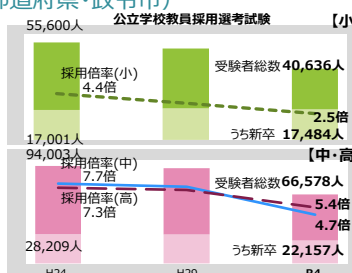
- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- **普通免許状の授与件数は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- **特別免許状の授与件数は増加**。一方で**絶対数は少ない**。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



採用

公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）

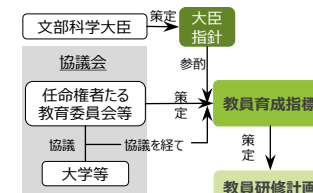
- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受験者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- **新卒受験者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**



研修

公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標を策定**し、それに基づく**体系的な教員研修計画を策定**。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会を、任命権者や関係大学等を構成員として組織**



「新たな教師の学びの姿」の実現

4. 今後の改革の方向性

- 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに**教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現**
- 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「**理論と実践の往還**」（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- **教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込みにより、教職員集団の多様性を確保し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上**
- 学校管理職のリーダーシップの下、**心理的安全性を確保し、教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現**
- 「**学校の働き方改革**」の推進

教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保

- 多様な教職志望者へ対応するため**教職課程の柔軟性の向上**
- 産休・育休取得者の増加、定年延長など**教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫**

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- 「教育実習」等の在り方の見直し（履修形式の柔軟化等）
- 「学校体験活動」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

養成

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定
- 小学校の専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

養成

優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施

採用

多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

研修

3. 教員免許の在り方

教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

免許

研修

義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- 小学校教諭と中学校教諭の両免許有の促進
 - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
 - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
 - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
 - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

免許

養成

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

5. 教師を支える環境整備

学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム（教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム）」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

研修

多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進（再授と手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修）
- 働き方改革の一層の推進（教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等）、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて

(答申)【概要】

令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**
- **知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価**
- **PISA2022でも世界トップレベルの結果**

これらは、**教師の
献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等)

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上向き、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢不登校 ➢いじめ重大事態 ➢特別支援教育 ➢児童虐待 ➢外国人児童生徒 ➢子供の貧困 ➢ヤングケアラー ➢家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 改革の成果
- 令和元年給付法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
 - 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
 - **教職員定数の改善や支援スタッフ**の配置拡充 など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

(平成28年度)

小学校	中学校
約59時間	約81時間

(令和4年度)

小学校	中学校
約41時間	約58時間

- **時間外在校等時間の減少**
- **有給休暇の取得日数の増加** など

課題

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足**も憂慮すべき状況
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、生き生きと子供たちと接することができる環境の整備が必要**

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる環境**の整備
- **新たな学びの実現に向けて**、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上向き**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

第4章

学校の
指導・運営体制の充実

第5章

教師の処遇改善

一体的・総合的に推進することが必要

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ）

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、学びの多様化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。
- 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- 35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設が必要。
- 副校長・教頭の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフの更なる配置充実と、次世代型「チーム学校」の実現が必要。
- 教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進、副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実が必要。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実や効果的な活用の推進、部活動指導員の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、社会人の学校への参入促進等により多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用や、特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、参入しやすくなる免許制度の検討等が必要。
- 民間企業等の従業員が任期付職員として学校現場で勤務することも想定。国は制度の周知・活用促進を図るべき。
- 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信等が必要。

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大い。
 - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- ＝一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。
- ➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大いこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

2. 教職課程・教員免許について

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 （有効期限3年）

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- 授与を受けた
都道府県内

我が国の教員免許制度について(続き)

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科及び教職に関する科目 〕 ⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高等学校（情報））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得るが必要）。

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(幼稚園教諭・小学校教諭)

■ 幼稚園教諭

(単位)

領域部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項※1 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	16	16	12
教職部分	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※2 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	4
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		38	14	2
		75	51	31

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項※1 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法※4 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

＋ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

＋ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

※1 健康、人間関係、環境、言葉及び表現（以下「健康等」という。）の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得

※2 1単位以上を修得

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(中学校教諭・高等学校教諭)

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	28	28	12
教職部分	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
		83	59	35

＋ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
 ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
 ※3 1単位以上を修得
 ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
 ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 高等学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※2 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 総合的な探究の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	8
教育実践に関する科目	・教育実習	3	3
	・教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		36	12
		83	59

＋ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
 ※2 1単位以上を修得
 ※3 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

教職課程コアカリキュラム(概要)

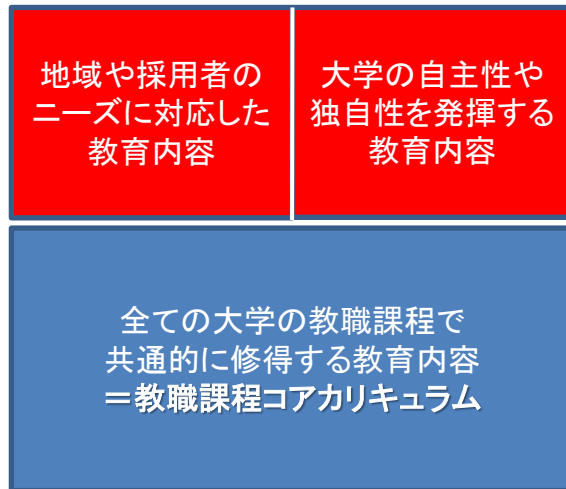
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



事項例	到達目標(一部抜粋)
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	・学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 ・学習指導案の構造を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	・発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 ・「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
道徳の理論及び指導法	・道徳教育の歴史及び現代社会における道徳教育の課題(いじめ及び情報モラル等)を理解している。 ・学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
教育実習(学校体験活動を含む。)	・教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 ・学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。

※今回は現行の「教職に関する科目」のコアカリキュラムについて作成。「教科に関する科目」についても今後順次策定。

活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

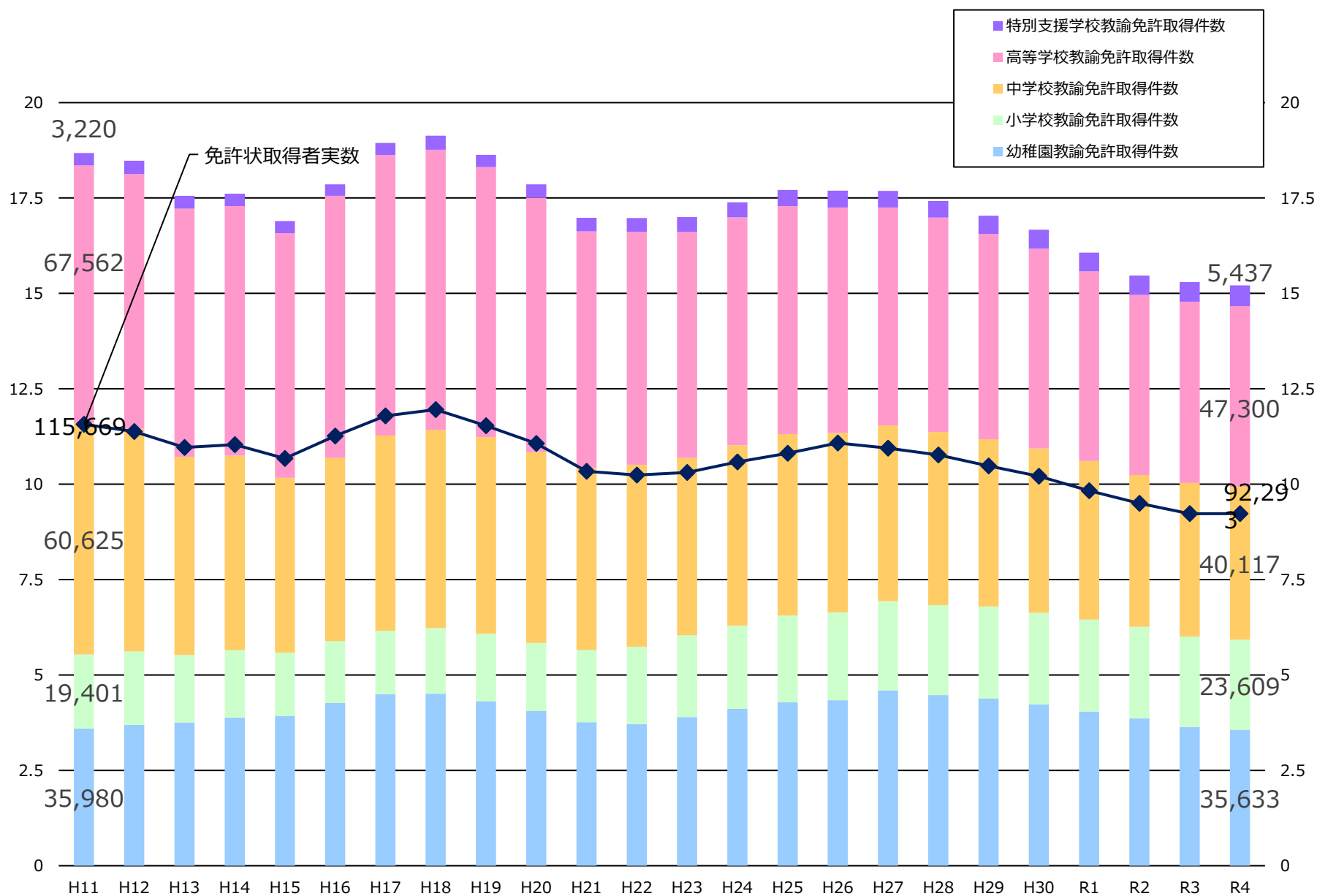
【採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者)】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国(文部科学省)】

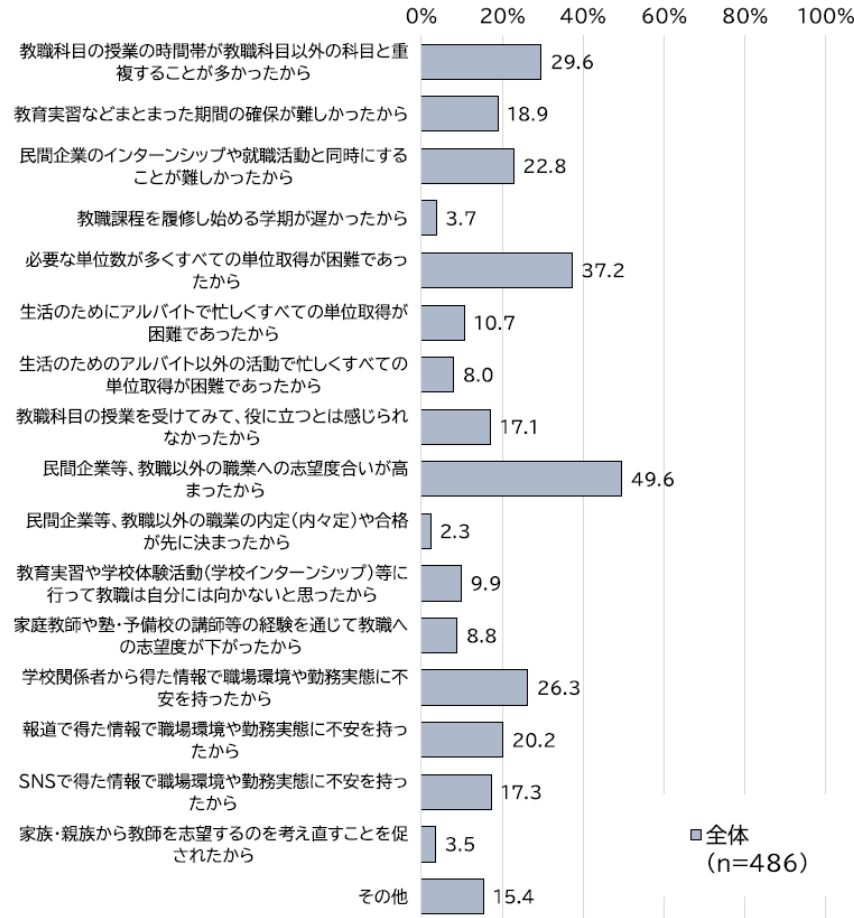
- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

教職課程を有する大学等における免許状取得状況



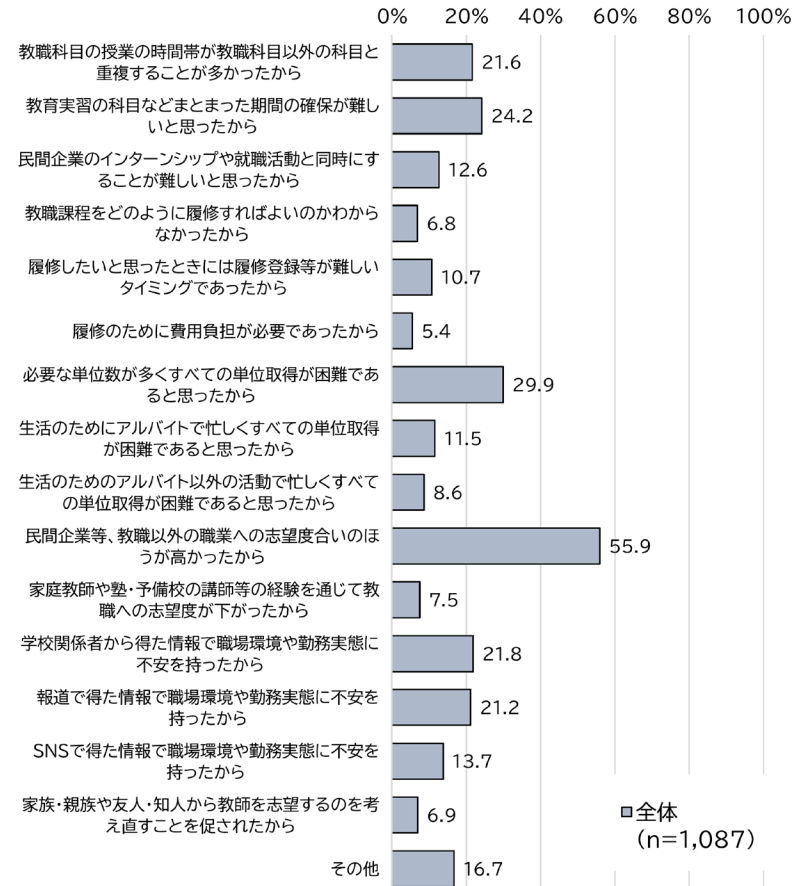
免許取得に至らない理由

教職課程を履修したが、免許取得には至らない理由（複数回答）



※「教員免許取得のために1科目以上の単位を取得したが、免許取得には至らない」と回答した者（486人）について、その理由を尋ねたもの。

大学で教員免許取得を目的とした教職科目の履修をしなかった理由（なりたい職業として「学校の先生」と回答した者に関する集計）



※学校の先生になりたいと思ったことがあると回答した者について、大学で教員免許状取得を目的とした教職科目の履修をしなかった理由を尋ねたもの。

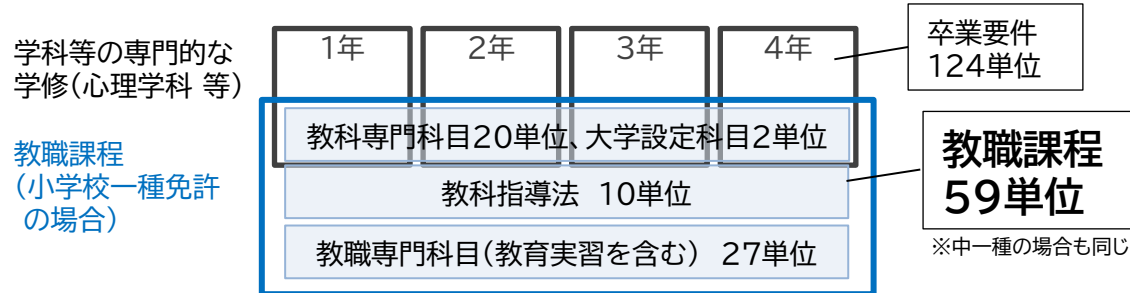
（出典）株式会社浜銀総合研究所「教職の魅力向上に関する取組の推進（教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査）」（令和4年3月）

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

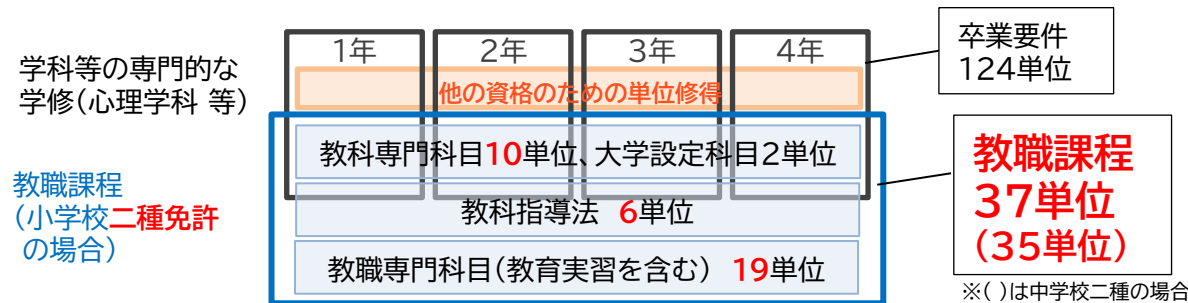


- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ



- 教職課程の設置要件
専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること 等

教職

×

強み・専門性

※心理、福祉、障害児発達支援、日本語指導、データ活用、グローバル感覚等

※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

専科指導優先実施教科に対応した小二特例

現状

- ・令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- ・現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の免許の教職課程の開設数は少ない。
- ・多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。

(※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。

○小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保 健 体 育
84学科	60学科	66学科	60学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)
英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置く大学の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。

本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職課程を開設可能となる。

中学校免許
英語、理科
数学、保体

×

小学校免許

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

諸外国の教師の免許、採用等に関する主な制度について(概要)

アメリカ

- ⑧免許 教師免許は州が授与。ほとんどの州では、大学の養成課程（４年）の修了、基礎学力等に関するテストの合格等を免許状取得の要件とする。
- ⑧採用 欠員が出た時点で随時募集し、学区教育委員会が選考（公立学校が選考を主導する場合もある）。

イギリス

- ⑧免許 教師免許は国が授与。免許取授与には大学の養成課程（１年又は３～４年）又は学士号取得者を対象とする学校現場の養成プログラム（１～２年）の修了が必要。
- ⑧採用 欠員が出た時点で随時募集。各公立学校の学校理事会が選考し、地方当局が採用を最終決定（学校理事会が採用を最終決定する学校も増えている）。

フランス

- ⑧採用 教師となる要件を満たした者を国が採用。採用には、修士号の取得が必要。
修士２年目において競争試験に合格し、修士号を取得した者が、試補教師としての試補勤務・研修を修了した後、審査に合格した上で、正規教師として国により採用される。

ドイツ

- ⑧免許 教師免許は州が授与。免許授与には、大学の課程（３.５～５年）を修了後、第一次国家試験における合格又は修士号の取得に加え、試補訓練（１６～２４か月）後、第二次国家試験における合格が必要。
- ⑧採用 随時募集しつつ年に数回集中的に公募。州の機関又は学校が選考し、採用手続は州の機関が実施。

中国

- ⑧免許 全国で通用する教師免許は地方行政機関が授与。免許授与には、養成課程の修了に加えて、一定の標準語能力、全国統一の試験の合格、身体検査、人物評価に関する証明が必要。
- ⑧採用 １０月以降に公募し、１１～６月頃に筆記・面接等の試験を実施。地方教育行政機関又は学校が選考。

韓国

- ⑧免許 教師免許は国が授与。初等教師の場合は主に国立教育大学（４年）、中等教師の場合は一般総合大学に置かれた養成課程（４年）の修了により卒業時に無試験で２級の教師免許が授与される。２級の教師免許を有した者が３年の教育経歴を積み所定の再教育を受けると１級の教師免許が授与される。
- ⑧採用 採用は地方行政機関が教師採用試験を実施。

諸外国の教師免許制度等について

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
養成機関	○初等教師、中等教師とも州が認定した4年制大学（主にリベラルアーツ・カレッジ、総合大学）	○大学を中心とする高等教育機関の教師養成課程 ○初等・中等学校に開設されている学校中心教師養成課程（SCITT） ○大学もしくはSCITTの課程に参加して学ぶ学校中心教師養成課程（スクールダイレクト）無給型と給与型があり。 ○大卒後に派遣校で教えながら教師免許を取得する課程（ティーチファースト）	○国立高等教職教育学院（INSPE）	○総合大学及びそれと同等の高等教育機関（専門大学では教師養成は行われない）。	○小学校教師 ・ 中等師範学校（3～4年） ・ 大学・専科学校の教師養成コース（2～4年） ○初級中学教師 ・ 師範専科学校（2～3年） ・ 大学・専科学校の教師養成コース（2～4年） ○高級中学教師 ・ 師範大学の教師養成コース（4年） ・ 大学の教師養成コース（4年）	○初等教師 ・ 国立教育大学（全国10校） ・ 国立韓国教員大学初等教育科 ・ 国立済州大学初等教育科 ・ 私立梨花女子大学初等教育科 いずれも4年制大学 ○中等教師 ・ 各大学師範学部 ・ その他大学に設置された教師養成課程 いずれも4年制大学
養成課程の年数	・ 4年 ・ 5年（4年課程を1年延長） ・ 6年（専門分野の学士取得者に2年の大学院レベルの教職課程を提供）	・ 3～4年（学部レベル課程及び統合修士課程）※初等学校の教師養成のみ ・ 2年（ティーチファースト） ・ 1年（学卒者教職専門課程、スクールダイレクト、SCHITT）	・ 3年 【内訳】 2年（教職修士課程又は他の修士課程） 1年（試補勤務・研修）	・ 大学での学修：教師免許の種類に応じて3.5～5年 ・ 試補勤務：州により16～24か月	・ 3～4年（中等師範学校） ・ 2～3年（師範専科学校、大学・専科学校の教師養成コース） ・ 4年（師範大学の教師養成コース、大学の教師養成コース）	・ 4年
学位	・ 学士以上	・ 教育学士（B.Ed）（学部レベル課程） ・ 学卒者教育サーティフィケート（PGCE）（学卒者教職専門課程）	・ 修士	・ 修士	・ 「小学校教師免許」は中等師範学校卒業以上 ・ 「初級中学教師免許」は師範学校専科学校卒業以上 ・ 「高級中学教師免許」は師範学校卒業以上	・ 学士
取得要件	○州により異なるが、すべての州に共通する要件は学士号の取得。 ○ほとんどの州では州の基準に沿った教師養成課程の修了、基礎学力や指導教科に関する知識等を評価する教師テストの合格、犯罪履歴の確認等を要件としている。 ○州によっては修了した大学からの推薦状を要するところもある。	○高等教育機関あるいは国の専門機関の認定を受けた初等中等学校における教師養成課程（SCITT、スクールダイレクト）を修了。 学校主導型ではあるがティーチファーストはチャリティ団体が運営。 ○規定上、正教師免許（QTS）保持者は学校種や教科を問わず教えることが可能。ただし、養成教育は、初等教師と中等教師の養成課程は分かれており、教科担任制である中等教師については教科別の専門教育も行われている。	○公立学校教師の免許（採用）は、修士2年目に受験する教師採用試験（競争試験）に合格し、修士号を取得した後、1年間の試補勤務・研修を経て、審査に合格することで正規教師として任命される。	○全ての州において、大学での学修を終えて第一次国家試験に合格又は修士の学位を取得した後、試補勤務を経て第二次国家試験に合格することが、教師免許取得の要件となっている。	○学歴が教師免許取得要件の1つとなっている。 ・ 小学校教師：中等師範学校卒業以上 ・ 初級中学教師：師範専科学校又は他の専科卒業以上 ・ 高級中学教師：師範大学又は他の大学の本科卒業以上 ○教師免許（原語：教師資格証書）（全国レベル）の取得には、上記学歴の取得以外に、①一定の標準語能力、②全国統一の筆記試験及び面接試験の合格、③身体検査の合格、④人物評価に関する証明書が必要	○初等教師 上記養成機関を卒業した者に2級正教師免許が無試験で付与される。 ○中等教師 上記養成機関を卒業あるいは所定の養成課程の単位を取得した者に2級正教師免許が無試験で付与される。
授与権者	州	国	国	州	県レベル以上の教育行政機関	国

3. 大学における教員養成の現状について

教職課程を有する大学等数

(令和5年4月1日現在)

区分		大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等						
					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭
大学	国立	82	76	92.7%	49	52	72	76	21	2	50
	公立	99	61	61.6%	12	5	43	49	18	20	7
	私立	606	465(23)	76.7%	209(13)	194(13)	398(15)	418(18)	92(4)	113	110(6)
	計	787	602(23)	76.5%	270(13)	251(13)	513(15)	543(18)	131(4)	135	167(6)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	15	7	46.7%	4	0	3		0	1	0
	私立	290	209(8)	73.1%	193(7)	21	30(1)		10	40	2
	計	305	216(8)	71.8%	197(7)	21	33(1)		10	41	2
合計		1092	818(31)	75.2%	467(20)	272(13)	546(16)	543(18)	141(4)	176	169(6)
大学院	国立	86	76	88.4%	48	53	70	76	31	10	47
	公立	88	37	42.0%	3	3	27	34	7	4	0
	私立	488	299(10)	60.5%	58(5)	75(5)	246(5)	269(6)	31	31	11(1)
	計	662	412(10)	61.3%	109(5)	131(5)	343(5)	379(6)	69	45	58(1)
専攻科	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	13	2	15.4%	0	1	0	0	0	0	1
	私立	46	16	34.8%	3	5	12	13	1	0	0
	計	72	31	43.1%	3	6	12	14	1	0	13
短期大学専攻科	国立	0	0	0.0%	0	0			0	0	0
	公立	2	1	50.0%	1	0			0	0	0
	私立	80	12	15.0%	8	2			5	0	0
	計	82	13	15.9%	9	2			5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	0	0		0	0			0	0	0
	私立	27	27		25	1			1	2	0
	計	34	34		25	1			7	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

(教育人材政策課作成)

国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状

1. 教員養成大学・学部

教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在45大学45学部(うち単科大学11)が設置されている。

➤ 課程・入学定員(令和6年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
45大学	10,986人	1,518人	12,504人

※教員養成課程:教員養成を目的とし、教員免許状の取得に必要な単位の修得が卒業要件となっている課程。平成17年度までは定員抑制の対象であった。

※新課程:都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

➤ 設置状況(令和6年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
16大学	16	18	806人

【博士課程】

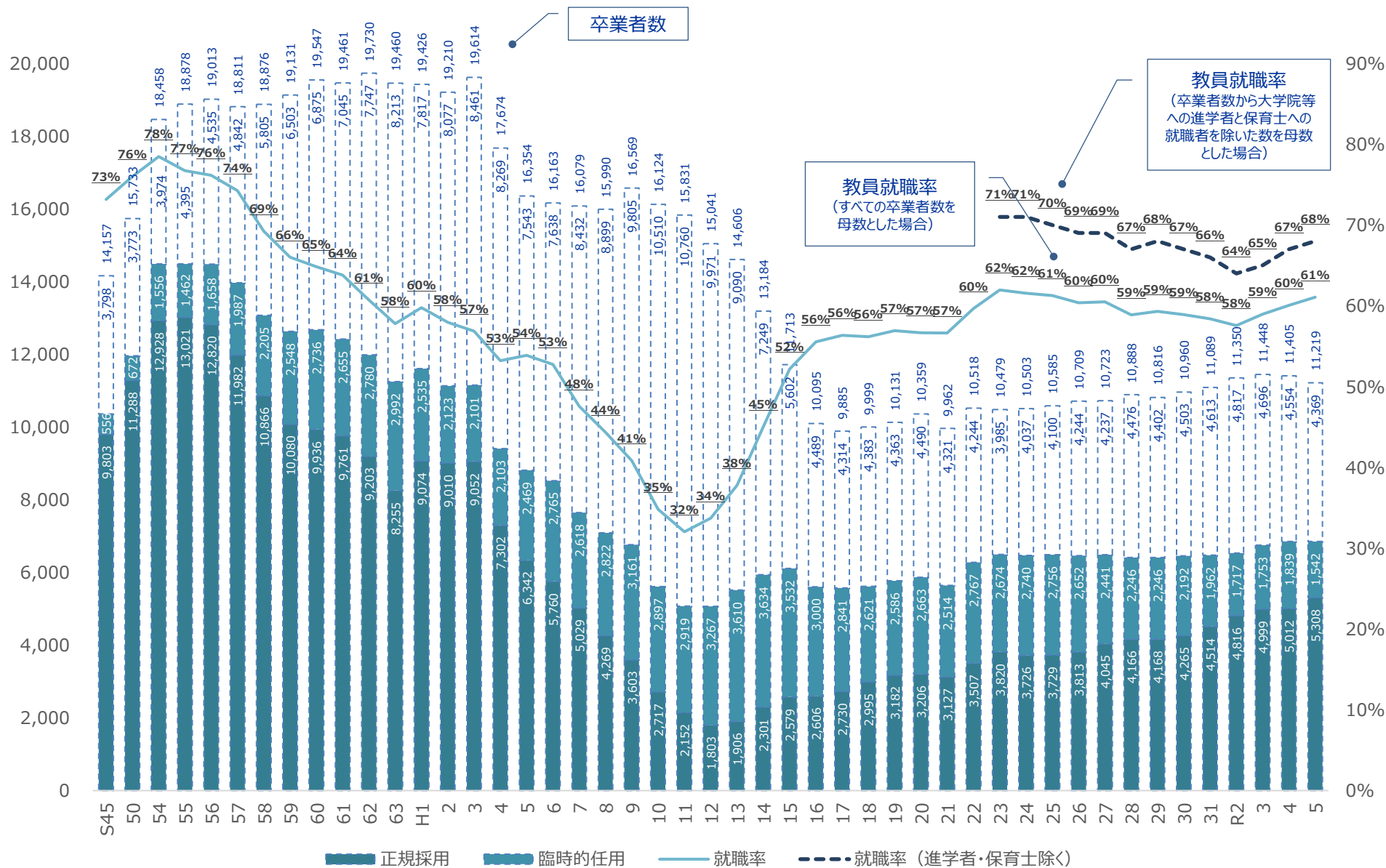
教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

➤ 設置状況(令和6年度)

- 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:36名)
- 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
- 単独設置 広島大学(入学定員:50名) ※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)	30単位以上 修士論文の作成(研究指導)
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士(専門職)	修士(教育学)

3. 現状

① 設置大学数【令和6年度】 : 54大学(国立大学47校、私立大学7校)

② 教員就職率(※)【令和5年3月修了者】: 90.4%

(参考)国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率:67.8%(令和5年3月卒業者)

(※)現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。

③ 入学定員充足率【令和5年度】 : 84.9% (前年度より0.6%増)

④ 志願者数【令和5年度】 : 2,698人 (前年度より27人増)

⑤ 入学者数【令和5年度】 : 2,161人 (前年度より13人増)

(現職教員:880人(41%)学部新卒学生等:1,281人(59%))

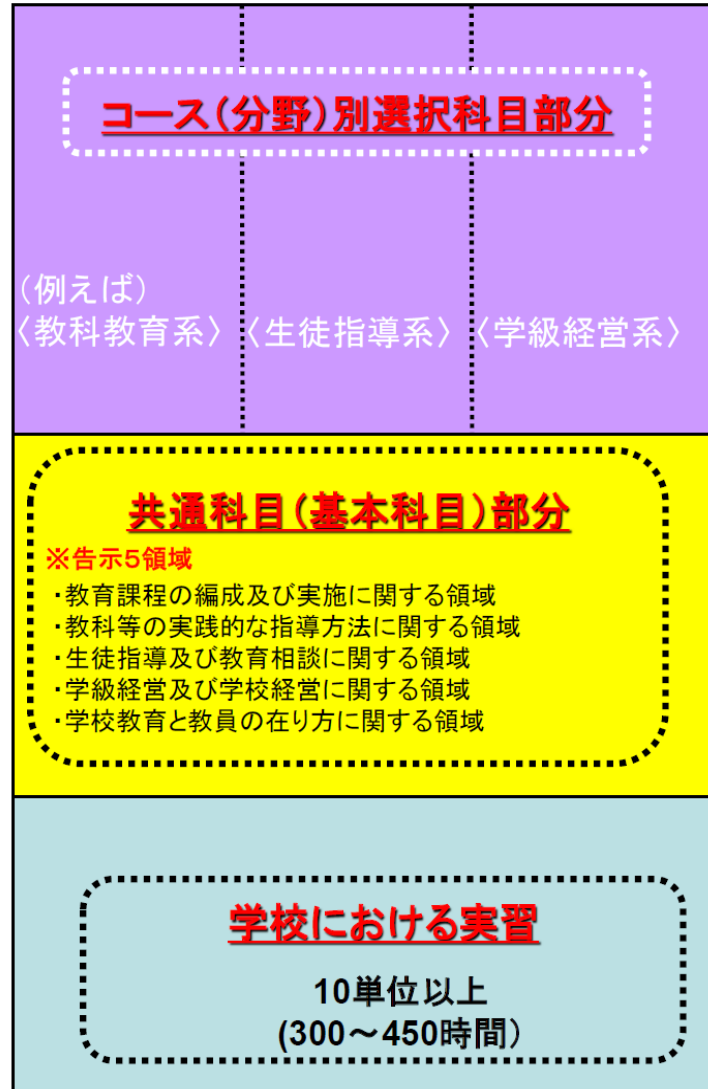
4. 最近の振興策

出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

①令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にするとともに、②令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設。これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」(質の向上)と「教師志願者の拡大」(質的確保)を実現。

教職大学院の教育課程について

教職大学院の全体構造



○ 教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上（実習10単位以上を含む）。

○ 共通科目の部分の単位数については、おおむね20単位。

* 教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域全てを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能。管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能。

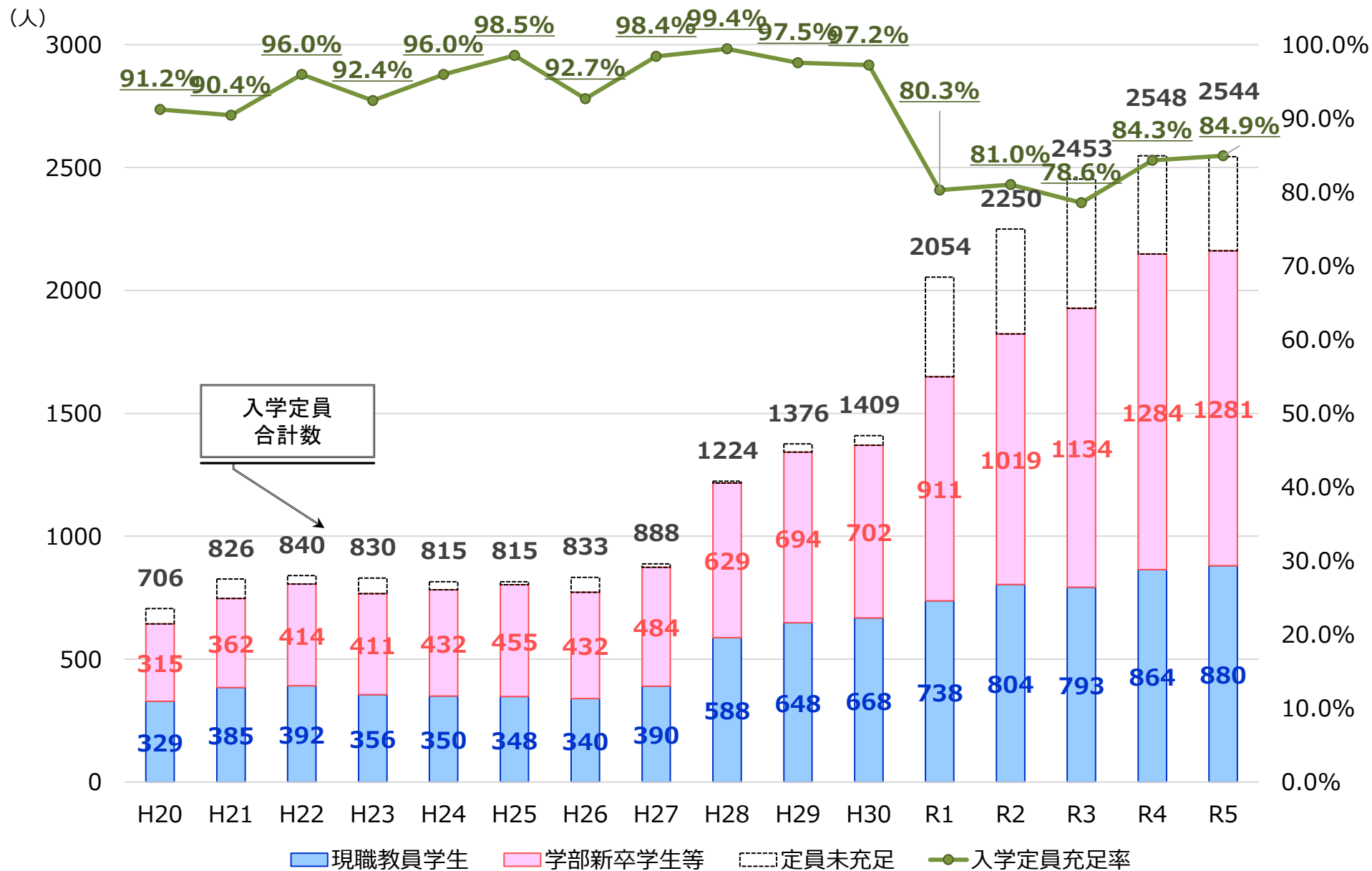
○ 実習については、現職教員について全部又は一部免除することができる。現行の教職大学院では、6大学で全部免除、27大学で一部免除を認めている。 ※出典：令和5年度教職大学院実態調査

* 各教職大学院によって、例えば、修了要件は45～49単位、学校における実習は10～12単位、共通科目は18～24単位とするなど、それぞれ工夫している。

○ 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定が可能。

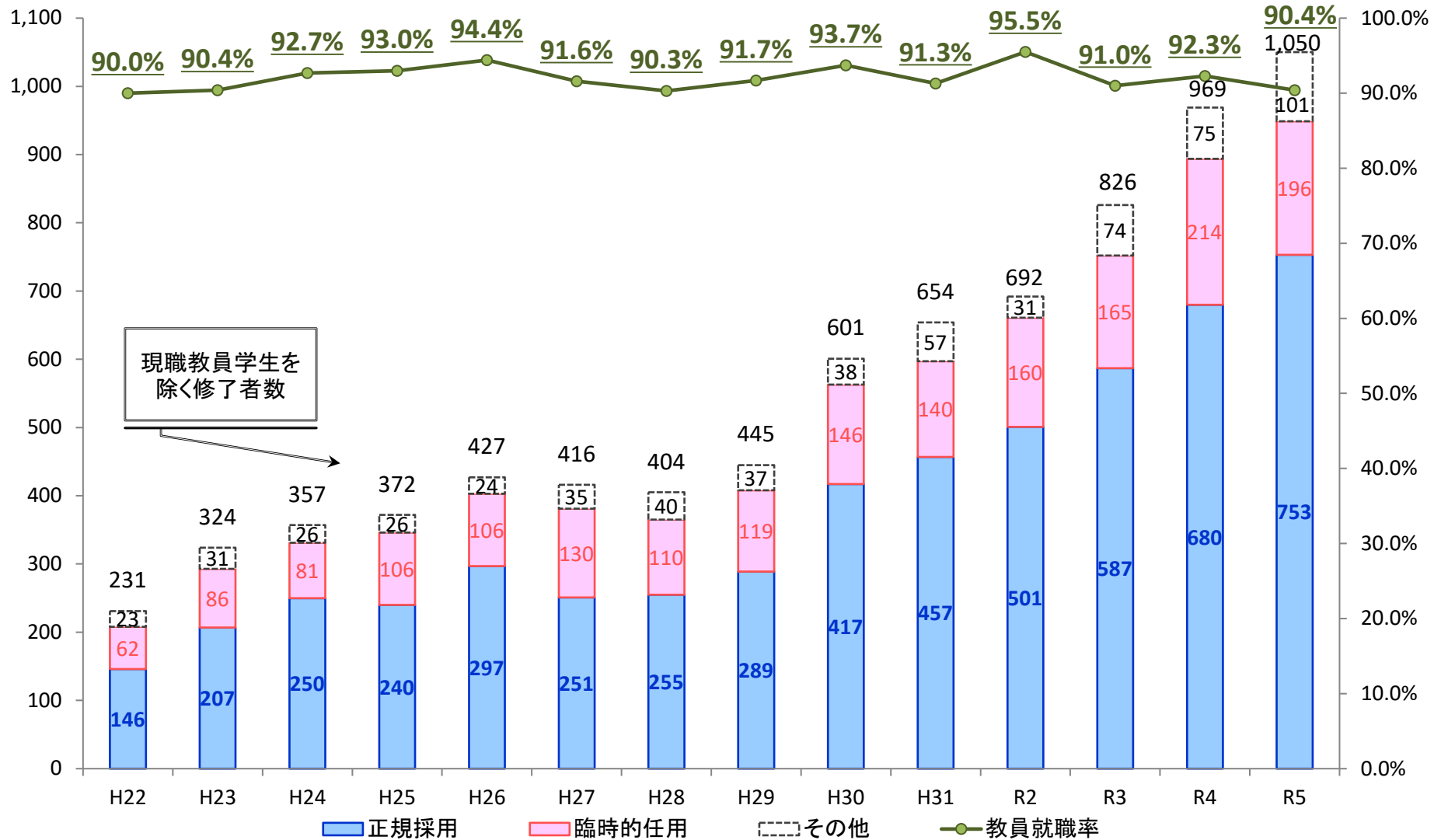
* 他の大学院において修得した単位については、実習単位に係る免除分や単位互換分も含め、修了要件の2分の1を超えない範囲まで。

国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移



教職大学院修了者の教員就職状況

(人)



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援の各学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教員養成フラッグシップ大学について

1. 教員養成フラッグシップ大学 創設の目的、役割

「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引する役割を果たす大学について、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する制度。教員養成フラッグシップ大学においては、①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発（※）、②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開、③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等が求められる。

（※）先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発における重点課題

- 学習者中心の授業デザイン・学習活動デザインについての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
- 教育学や教師教育学、学習科学等に基づく省察的实践（仮説設定、教育実践、省察）を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
- 学習者中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）
- 教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメントの資質・能力の育成
- 学校現場における教育データサイエンスの活用やSTEAM教育を先導する人材の育成
- 障害のある児童生徒、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等、多様な子供への理解・対応力
- 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討

2. 指定大学（令和4年3月（指定））

・東京学芸大学 ・福井大学 ・大阪教育大学 ・兵庫教育大学

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定した大学（以下、「指定大学」）において、免許状の取得のため修得が必要な「大学が独自に設定する科目」として、「指定大学が加える科目」を充てることが可能。また、専修・一種免許状の授与における必要単位数について、二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数まで、「指定大学が加える科目」の単位を充てることが可能【教育職員免許法施行規則】
- 指定した大学の教職大学院において、告示※に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することを可能とする

※ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年三月三十一日 文部科学省告示）

4. 制度改善に向けた具体的な取組

- 指定大学は、毎年度教員養成フラッグシップ大学推進委員会に取組の効果に関するエビデンスを提供し、専門的知見に基づく助言を受けるとともに、推進委員会で行われる評価・検証を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した新たな教職課程のモデル開発に協力する
- 指定大学は、中央教育審議会での議論等に貢献する取組や提言等を行う

5. スケジュール

取組開始（令和4年4月）→ 中間評価（令和6年度）→ 最終評価（令和8年度）

教員養成フラッグシップ大学：指定大学の取組テーマ・概要

大学名	テーマ	概要
東京学芸大学	先端教育人材育成推進機構を核として、教育者養成の在り方を持続的に探究する大学へ	「令和の日本型学校教育」を担う教師に共通に必要な創造的な資質・能力を育成するため、「子供と教師が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現」をテーマに、先導的プログラムの研究開発、成果の普及展開、教職課程に関する制度改善への提言を行う機能を「先端教育人材育成推進機構」を核として構築し、持続的に教育者養成の在り方を探究する。
福井大学	「主体的・対話的で深い学び」を支える教師の実践力を培うために： 省察的実践の長期漸成サイクルをコアとする養成研修カリキュラムの実現と学校・教育委員会・地域・大学「専門職学習コミュニティ・DX多重協働ネットワーク」の構築	「変革を起こす力(コンピテンシー)」(OECD)を実現する省察的実践を通じた持続的な学習展開を支える教師の力量形成のために、教師及び教師をめざす学生自身が省察的な実践を長期的発展的に進め、実践研究を深めていくことのできるカリキュラムを学部・大学院、養成と生涯にわたる研修において有機的・総合的に構築するとともに、そうしたカリキュラム・イノベーションを多くの養成大学・研修支援の機構と連携して共有していくシステム開発を進める。
大阪教育大学	ダイバーシティ大阪の諸課題に応え、学習者の学びに寄り添う教師の育成 ー協働・省察を促し、教育DXの推進による先導的・革新的教員養成カリキュラムー	大阪市との協働により設置する大阪アドバンスト・ラーニング・センター(OALeC)を拠点として、ダイバーシティを尊重し、多様な児童生徒一人一人に寄り添うきめ細やかな指導力を備えうる実践力に力点を置いたカリキュラムを開発することで、単に知識を教えるのではなく、ファシリテーター的能力を有する教員を養成し、成果を全国に浸透させることにより、日本の教育課題が縮図化した大阪(ダイバーシティ大阪)から令和の日本型学校教育を牽引する。
兵庫教育大学	自律した学習者を育てる教師の養成プログラム TEX (Teacher Education program for the Transformation) -アジャイル型手法を導入したカリキュラム開発-	兵庫教育大学には、教師教育のトップランナーとしての様々な取組の基盤がある。そして、兵庫教育大学は、教員養成の在り方自体を変革する役割を担う「教員養成フラッグシップ大学」として、「児童・生徒が自律した学習者として多様な人々と協働し、Society5.0やSDGsを含めた個人・社会のウェルビーイングを実現できる次世代型の学びの創造に向けて、柔軟で高度な課題解決力を持った教師の養成」を構想する。

地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部の機能強化

令和7年度要求・要望額 530百万円
(前年度予算額 451百万円)



背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を一定期間支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
 - ➡ 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
 - ➡ 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

＜地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例＞

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

・件数・単価：【R6選定分】単独事業	【上限】1,650万円（定額補助）	【件数】20箇所
複数大学連携事業	【上限】3,100万円（定額補助）	【件数】1箇所
【新規】単独事業	【上限】1,650万円（定額補助）	【件数】9箇所
複数大学連携事業	【上限】3,100万円（定額補助）	【件数】1箇所

※地域課題への対応に、高度なICT機器やGIGA環境、AI等を活用できるようにする授業や、その学びを全学的に波及させる授業など、大学の設備等を含む授業環境改革に対する支援を含む。

【単独事業】200万円×29箇所 【複数大学連携事業】500万円×2箇所

- ・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施
- ・対象：教職課程を置く各国公私立大学

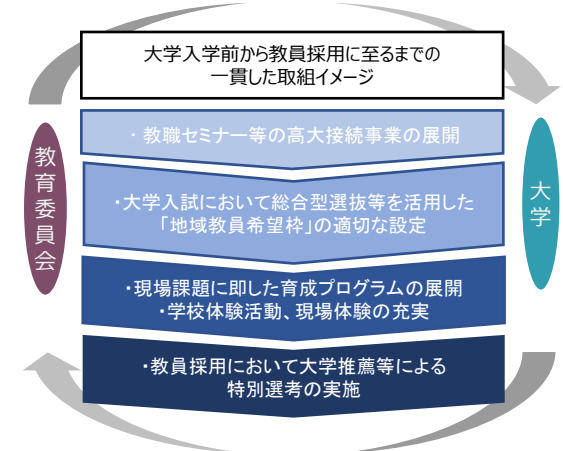
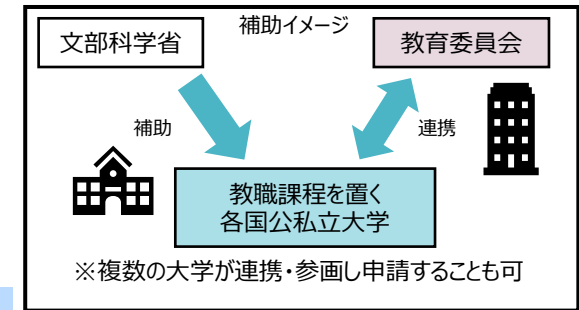
※定額の上限は2年目以降通減。
通減分を活用し新規分に充当することで広く本事業の展開をはかる。

【申請要件等】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築するとともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネータが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 高校生に対する教職セミナー等の高大接続や、教員採用における特別選考等、地域が求める質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するシステムを構築すること。
- 地域教員希望枠入試が導入又は令和9年度までに導入する計画を有し、「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

- 新規学卒の受験者数（小中高）
H25：48,110人 ⇒ R5：40,322人
- 教員採用倍率
・小学校 12.5倍（H12）→2.3倍（R5）
・中学校 17.9倍（H12）→4.3倍（R5）
出典：令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況

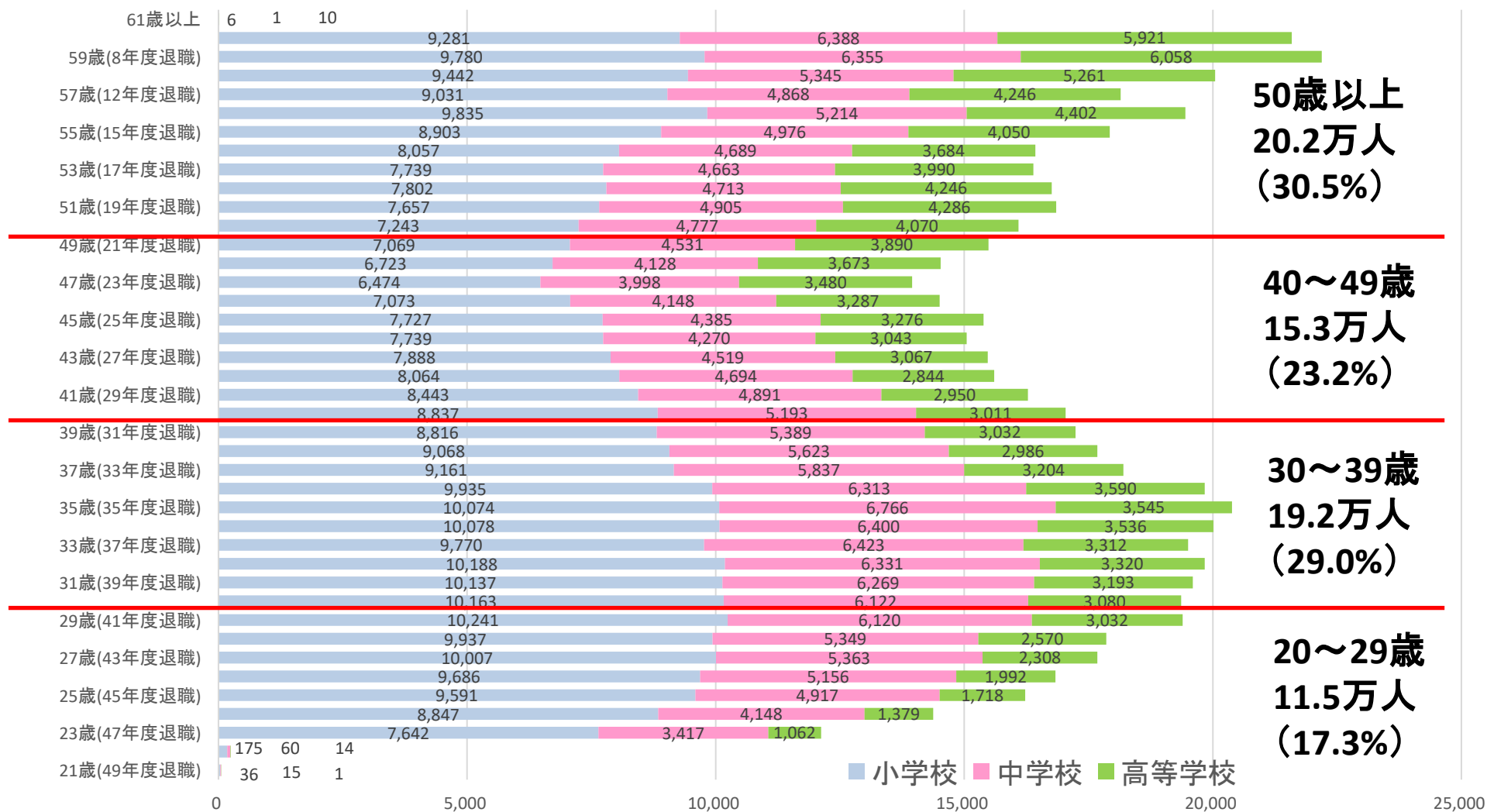
- 国立教員養成大学・学部の教員就職率
R5.3卒業生：67.8%（進学者・保育士就職者除く）
出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業生及び修了者の就職状況等」



（担当：総合教育政策局 教育人材政策課）

4. 教員採用関係について

公立学校年齢別教員数(令和5年度)



	合計	平均年齢		合計	平均年齢
【小学校】	334,365人	40.9歳	【高校】	129,619人	44.3歳
【中学校】	197,669人	41.2歳	【合計】	661,653人	41.7歳

(出典) 文部科学省調べ

(注1) 令和5年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

(注2) 年齢は、令和5年度末時点

公立学校教員採用選考試験の概要

◆公立学校教員採用選考試験は、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会等において実施されている。

○公立学校教員採用選考試験の内容例

<一次選考>

(筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験

- ・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について
- ・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験

- ・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

<二次選考>

(筆記試験)

○小論文

(実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

(その他)

○適性検査

◆特定の資格や経歴等をもつ者を対象に特別の選考(※)が実施されている。

※「特別の選考」には、一部試験免除、加点、特別免許状を活用した選考、その他の特別の選考を含む。

○各県市における特別の選考の実施状況 (／68県市)

教職経歴 : 68県市 英語の資格等 : 63県市 民間企業等勤務経歴 : 59県市 等

(出典) 令和5年度(令和4年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施方法

◆近年、受験年齢制限の緩和が進んでいる。

○各県市における受験年齢制限の状況 (／68県市)

制限なし : 53県市 51-58歳 : 2県市 41-50歳 : 11県市 36-40歳 : 2県市

(出典) 令和5年度(令和4年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施方法

公立学校教員採用選考試験の実施状況一総計・小学校

✓ 全体の競争率(採用倍率)は、3.4倍(過去最低)で、前年度の3.7倍から減少。

(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)

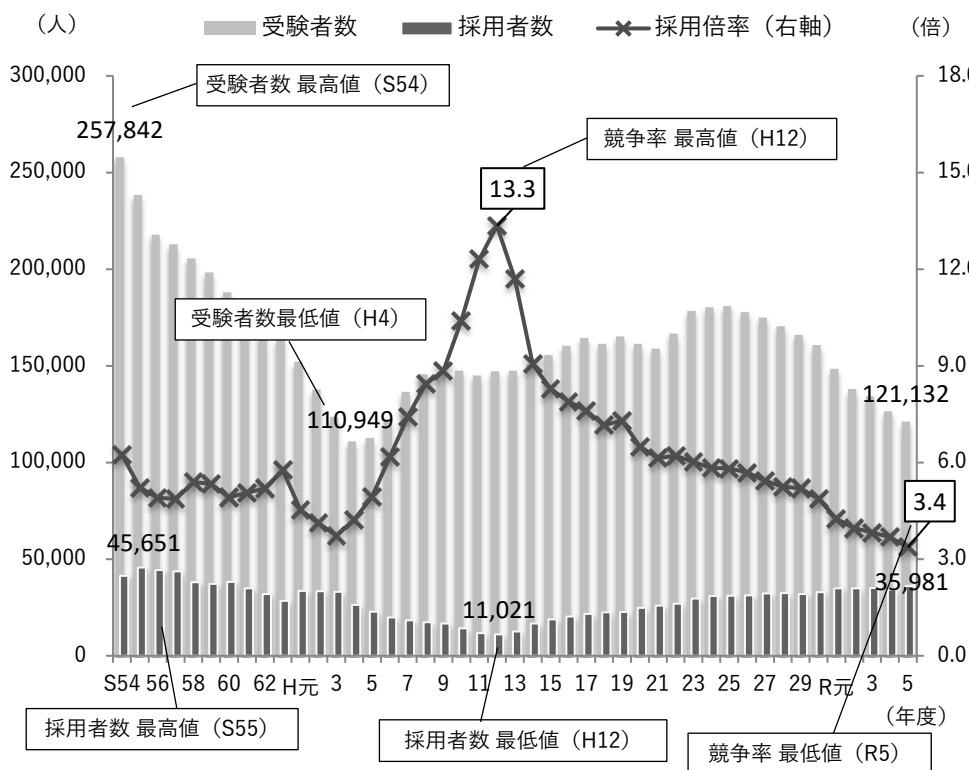
• 受験者数は121,132人で、令和4年度に比較して5,258人減少。

✓ 令和5年度(令和4年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.3倍(過去最低)で、前年度の2.5倍から減少

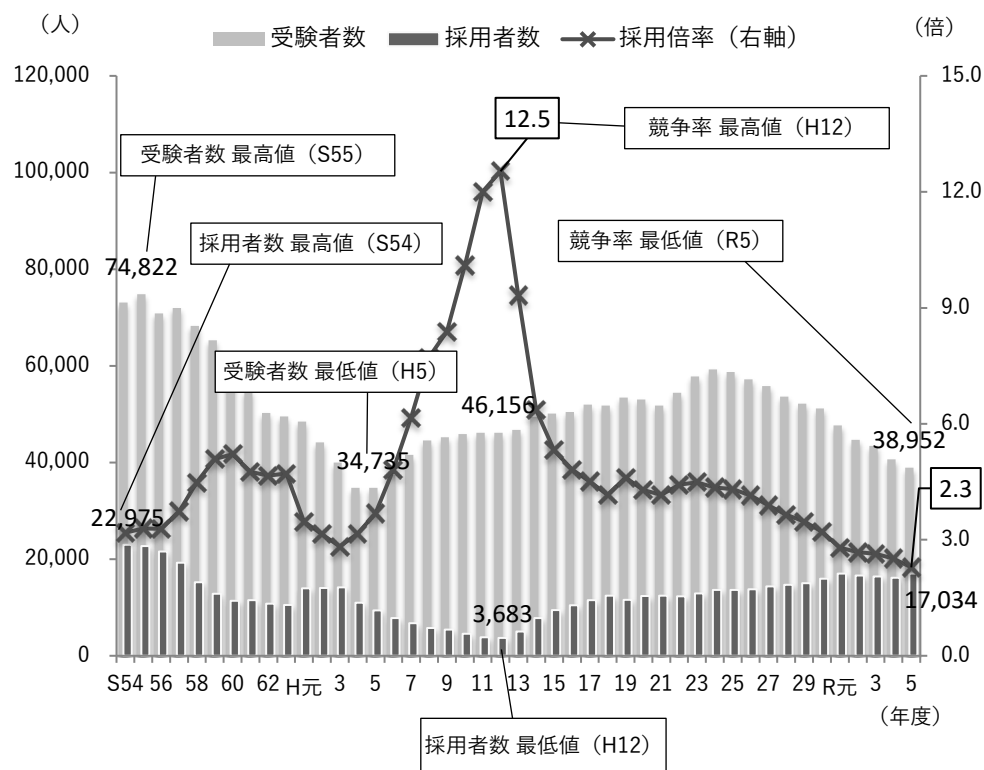
• 受験者数は38,952人で、令和4年度に比較して1,683人減少(うち 新卒582人増加、既卒2,265人減少)。

• 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和5年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の17,034人であり、これは昭和58年度以降、最多となっている。

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



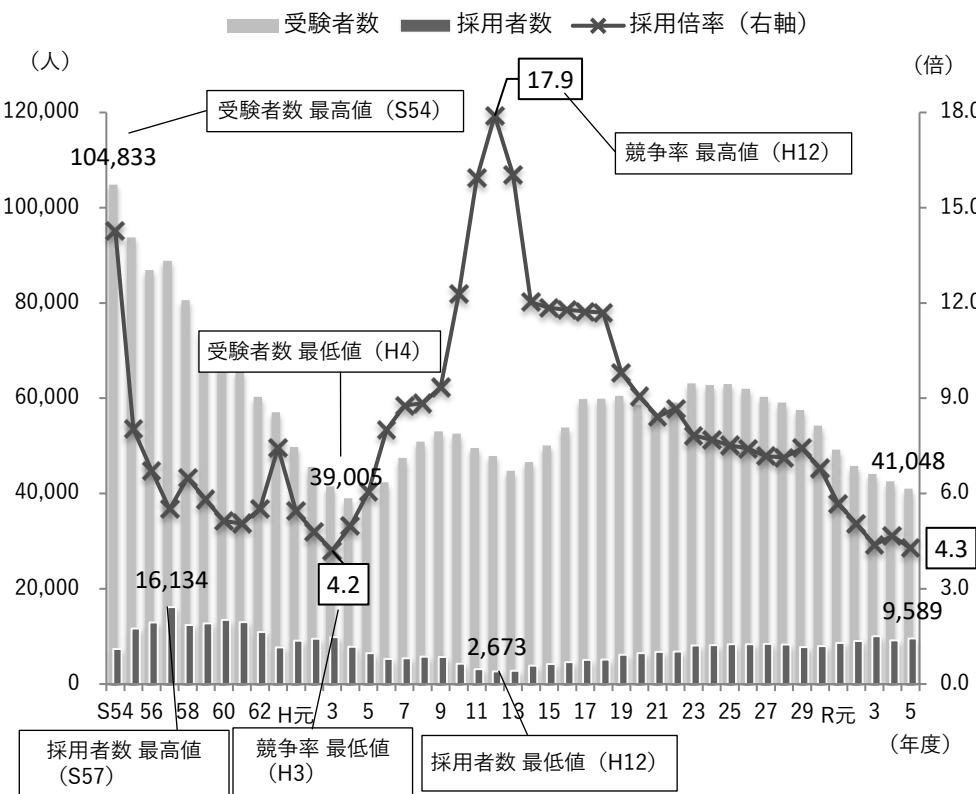
小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



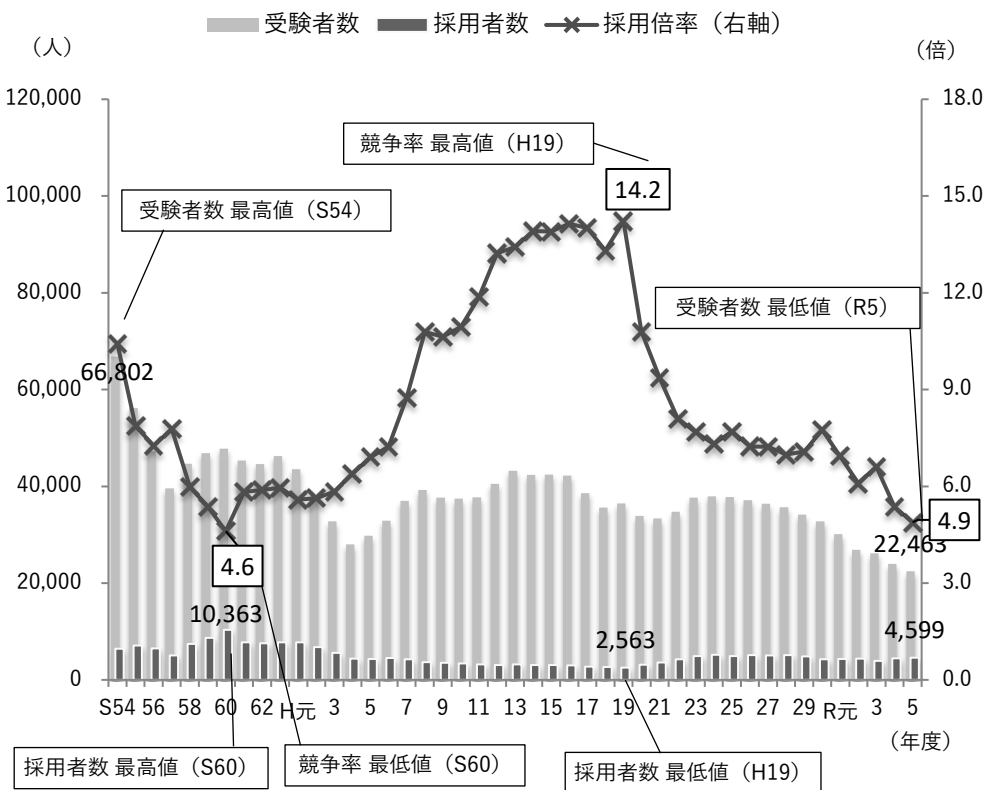
公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.3倍で、前年度の4.7倍から減少
 - ・ 採用者数は、9,589人で、前年度に比較して437人増加
 - ・ 受験者数は、41,048人で、前年度に比較して1,539人減少(うち 新卒401人増加、既卒1,940人減少)
- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、4.9倍で、前年度の5.3倍から減少
 - ・ 採用者数は、4,599人で、前年度に比較して105人増加
 - ・ 受験者数は、22,463人で、前年度に比較して1,528人減少(うち 新卒312人減少、既卒1,216人減少)

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



いわゆる「教師不足」の定義と構造

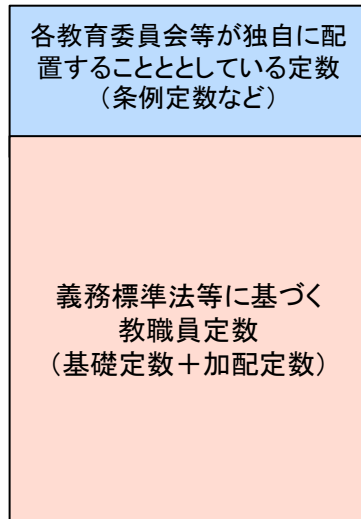
- ✓ 令和3年度に文部科学省が実施した『「教師不足」に関する実態調査』において、「教師不足」を以下のように定義し、文部科学省としてはこの定義の下、教師不足の状況を把握し対応を行っている。

臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる状況。

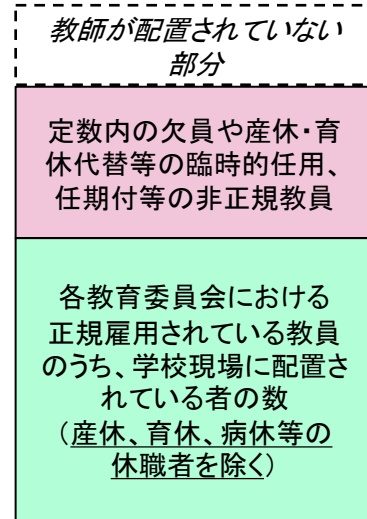
- ✓ 基準となる「各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数」（配当数）とは、一般的に、義務標準法に基づき算定される教職員定数を超えて、各教育委員会等が独自に条例等に基づき配置することを計画している数も含んでいる。
このため、「配当数」 $\geq$ 「義務標準法等に基づく定数」の関係となる。
- ✓ 一方、「実際に学校に配置されている教師の数」（実員）とは、各教育委員会において雇用されている教師のうち、産休、育休、病休等の休業や、教育委員会出向などで“教員”として学校に配置されていない者は含まず、あくまで実際に学校において勤務をしている状況にある者のみを計上している。
（正規教員のうち、育休等の休業をしている者を除き、育休者の代替者として臨時的任用や任期付任用をされている者を含む。）

各自治体における教師不足の構造（イメージ）

< 配当数の内訳 >



< 実員の内訳 >



いわゆる
「教師不足」

○ 義務標準法等に基づく教職員定数

児童生徒数および学級数からとして算出される最低限の定数。転入や特別支援学級の設置等により学級数が増えたと、年度途中においても義務的に増えうる。

○ 各教育委員会等の独自の定数(条例定数など)

自治体独自の少人数学級(25人学級など)の整備に必要な教職員数を定めている。

○ 各教育委員会の正規教員数

主に毎年度春から夏にかけて採用選考が実施され、10月頃に合格発表、翌年4月より任用となる。

○ 育休代替等の非正規教員数

4月からの年度開始に向け、正規教員数が確定した後、定数内の欠員・休業の補充として臨時的に任用するほか、年度途中にも病休等の代替者を順次任用する。

教師不足の状況と構造的要因

教師不足の状況

令和3年度始業日時点2, 558人（5月1日時点2, 065人） ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

令和4年度当初の状況：3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和5年度当初の状況：4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和6年度当初の状況：5年度に比べ「改善」11、「同程度」35、「悪化」22 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の育休取得者 H25：16,127人 ⇒ R5：24,145人

※ 特別支援学級の数 H25：49,677学級 ⇒ R5：78,900学級（※小・中・義務教育学校）

※ 公立小中の臨時講師の数 H25：59,744人 ⇒ R5：68,726人（産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。）

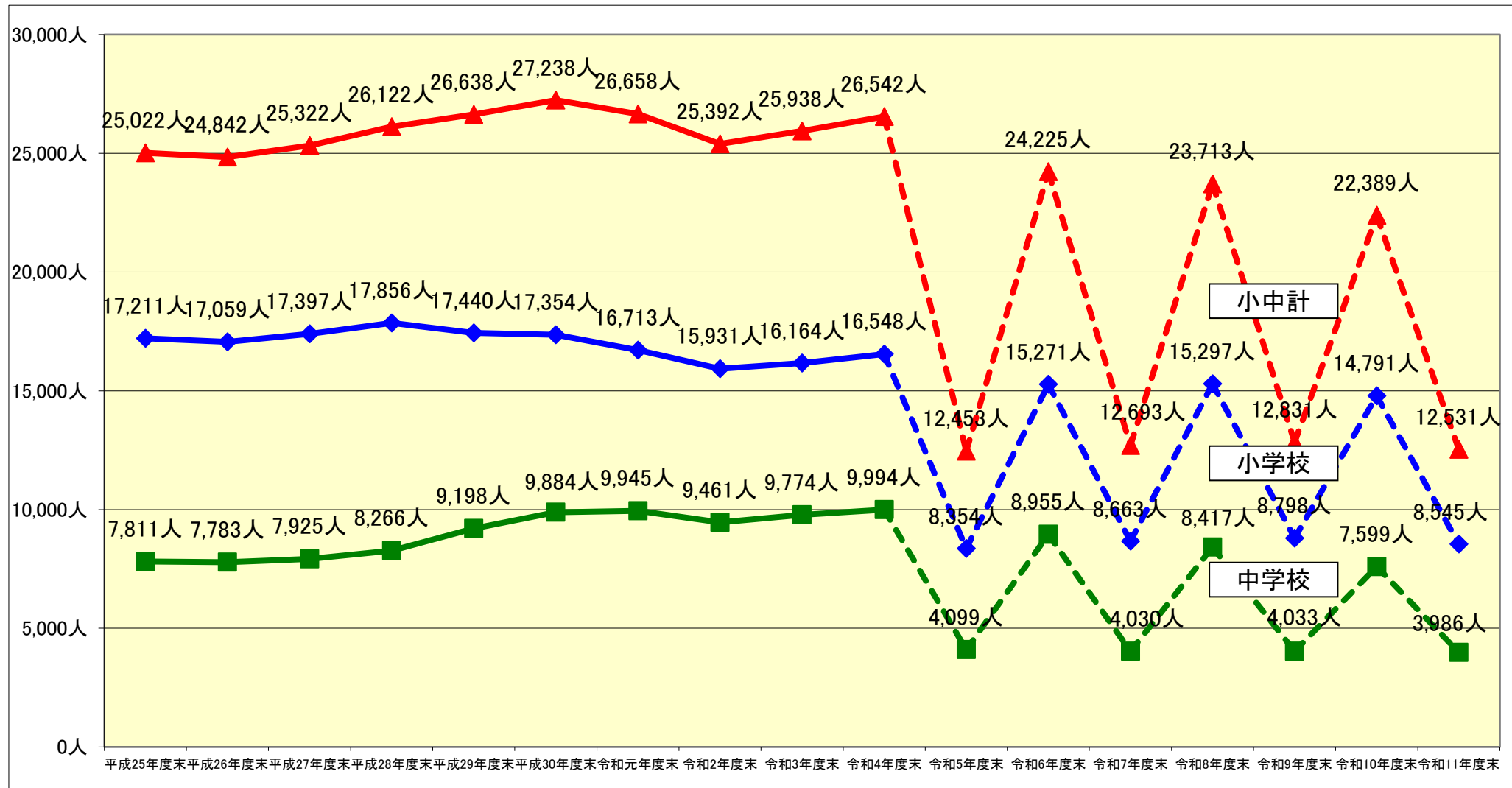
⇒ 臨時的任用教員（臨時講師）の需要が増加

- 臨時講師は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時講師のなり手が不足。
- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。
 - ※ 新規学卒の受験者（小中高） H25：48,110人⇒R5：40,322人

⇒ 臨時講師の供給不足

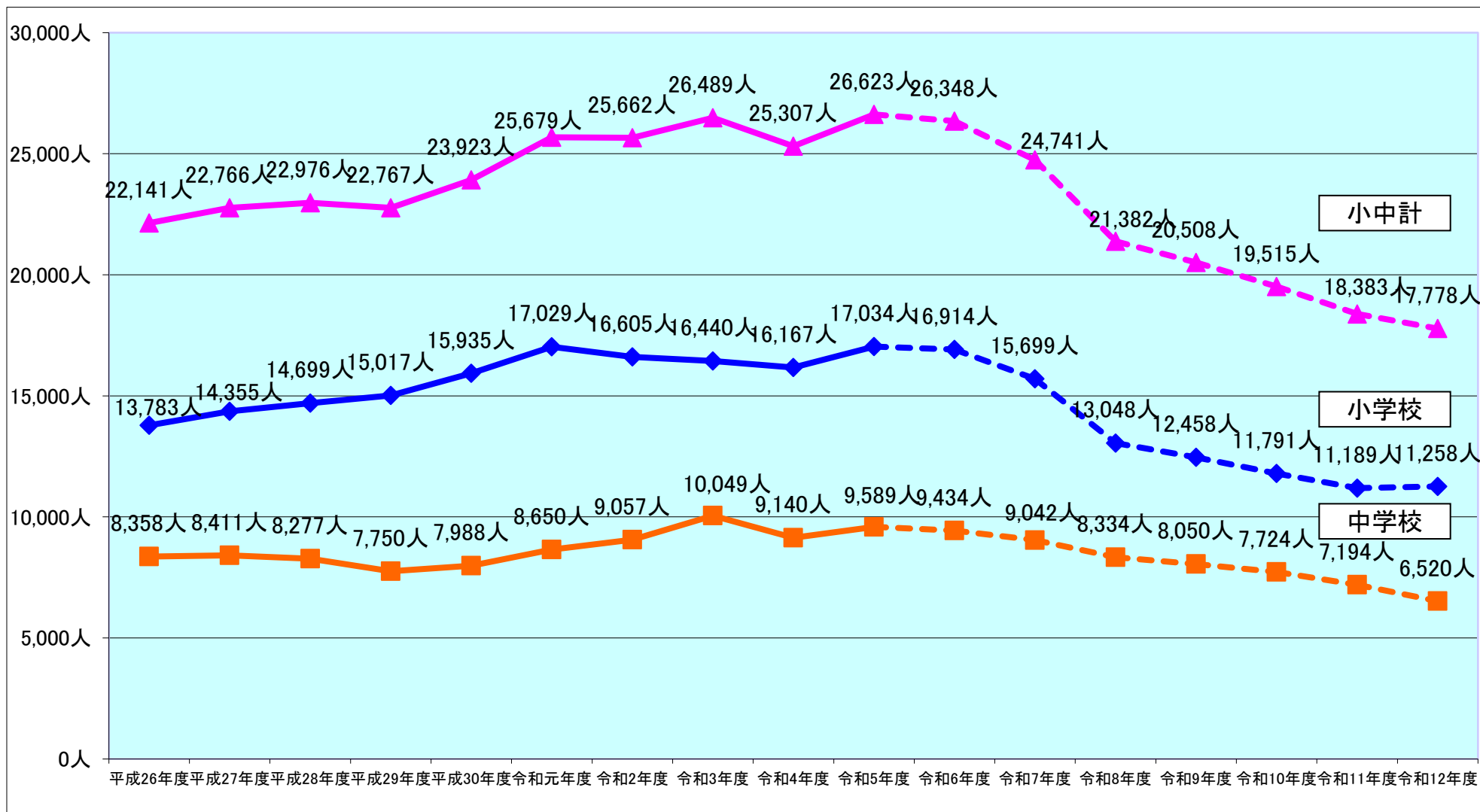
（出典：学校基本調査（産育休取得者、特支学級数）、文部科学省調べ（臨時講師数）、教員採用選考試験実施状況調査（新規学卒者数））

公立小・中学校教員の退職者数の推移(平成25年度末～令和11年度末)



(出典) 令和4年度末までは、都道府県の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)
 令和5年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)
 ※養護教諭等を除く。

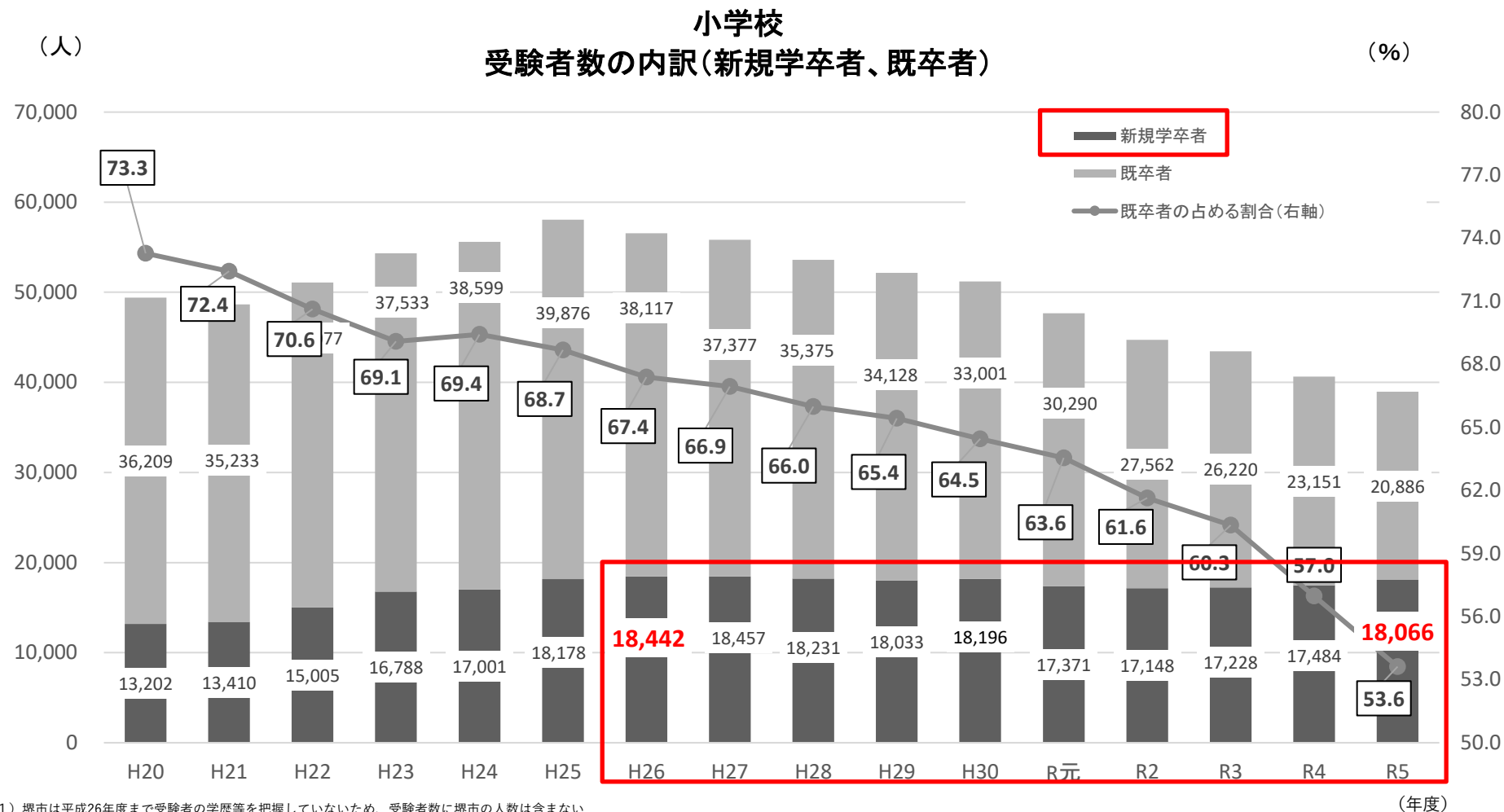
公立小・中学校教員の採用者数の推移(平成26年度～令和12年度)



(出典) 令和5年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)
 令和6年度以降は、都道府県の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)
 ※養護教諭等を除く。

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳(小学校)

○ 小学校については昨年度と同様、新規学卒者が増加した一方、既卒の受験者が減少している。

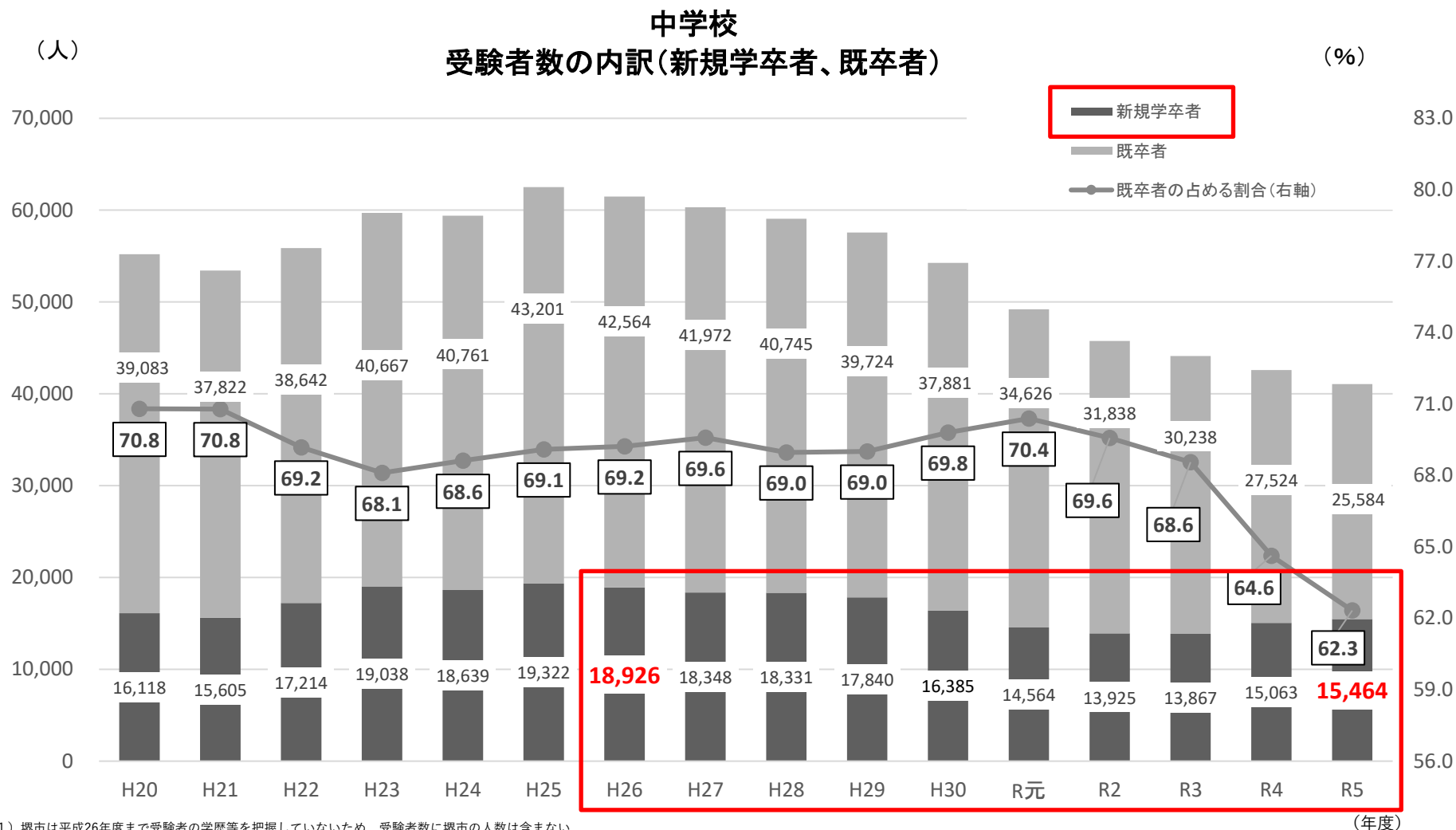


(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳(中学校)

○ 中学校についても新規学卒者が増加したが、既卒者が引き続き減少している。

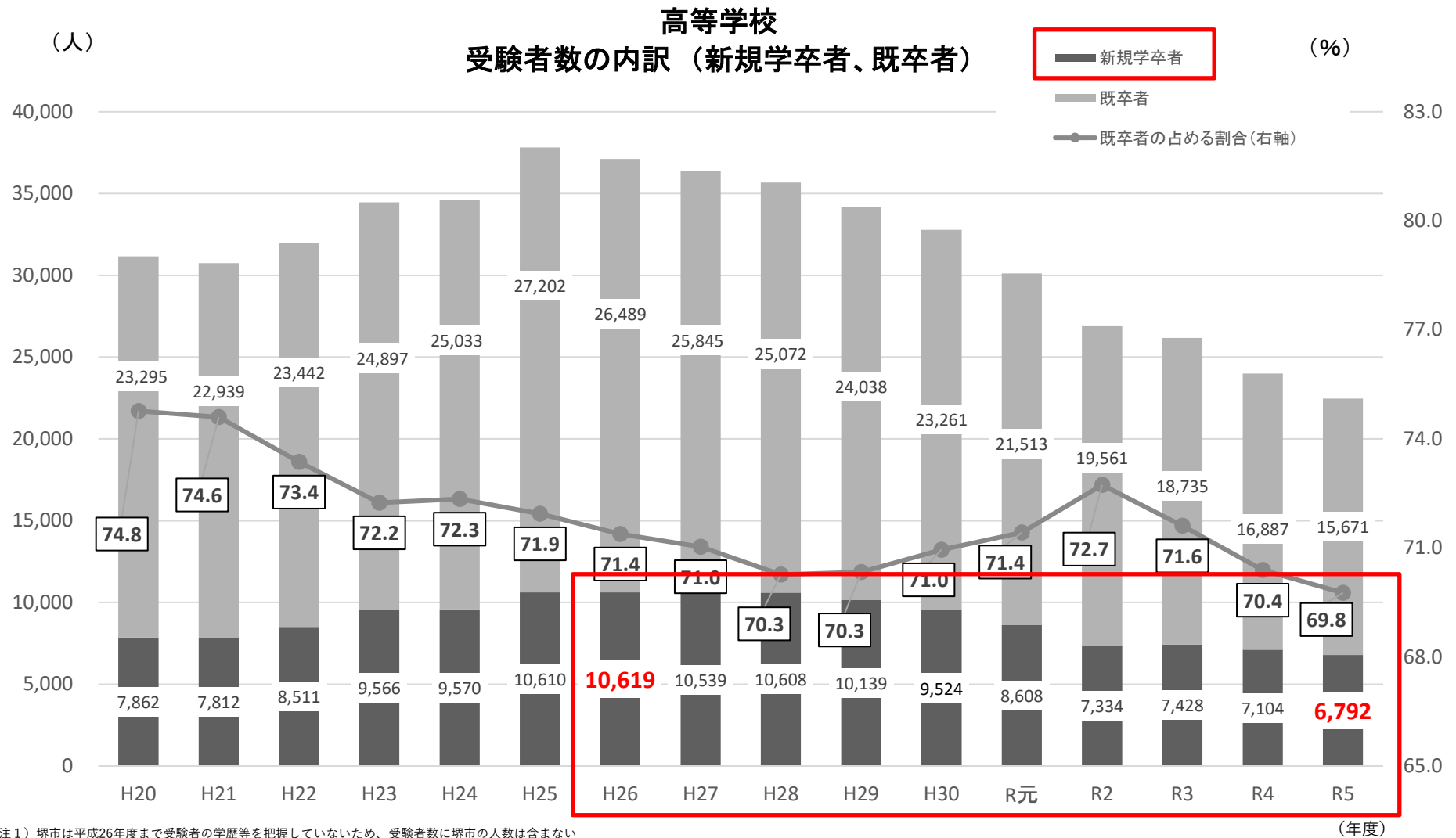


(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳(高等学校)

○ 高等学校については新規学卒者・既卒者ともに減少している。

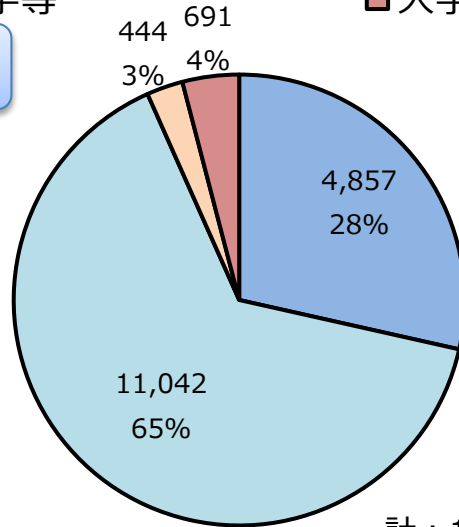


公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

(令和5年度公立学校教員採用選考試験)

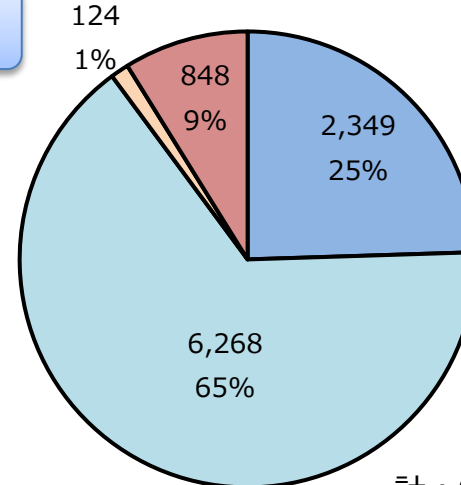
■ 国立教員養成大学・学部
■ 一般大学・学部
■ 短期大学等
■ 大学院

小学校



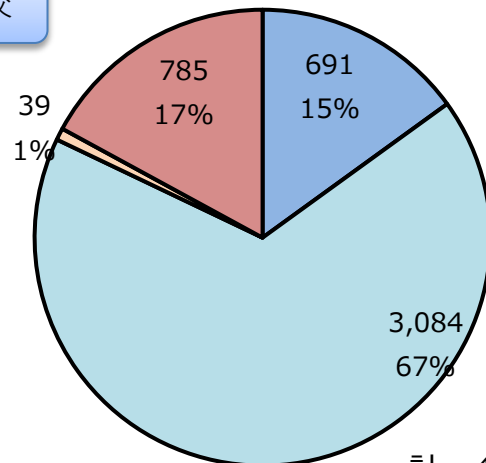
計：17,034人

中学校



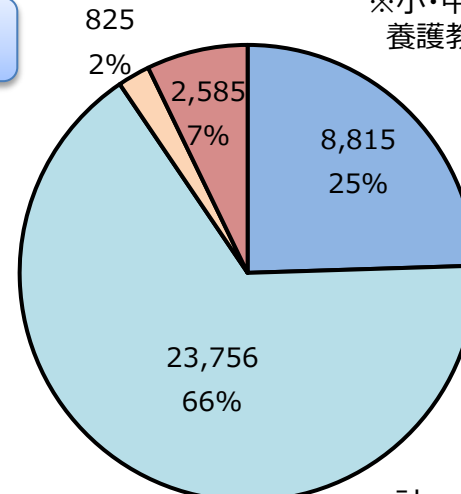
計：9,589人

高等学校



計：4,599人

計



計：35,981人

※小・中・高等学校のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。

(出典)文部科学省「令和5年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

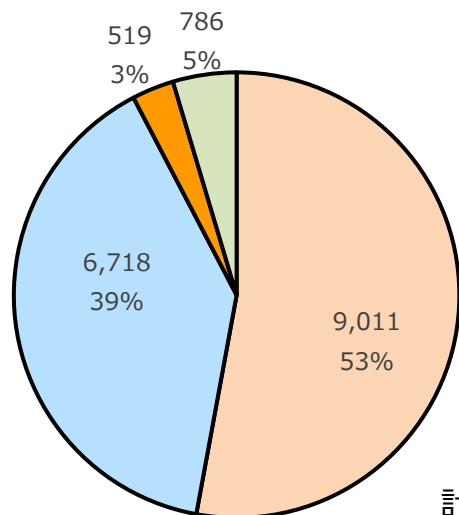
(注2)「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

(令和5年度公立学校教員採用選考試験)

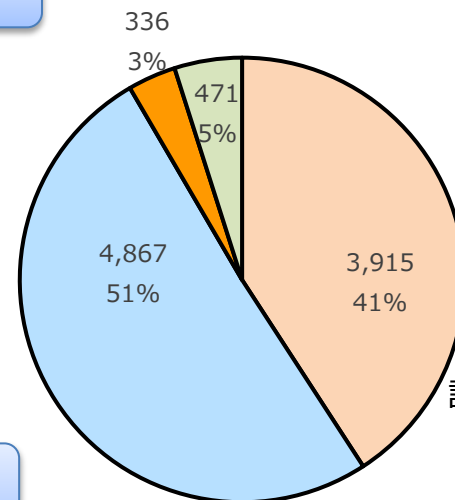
- 新規学卒者
- 教職経験者
- 民間企業等勤務経験者
- その他既卒者

小学校



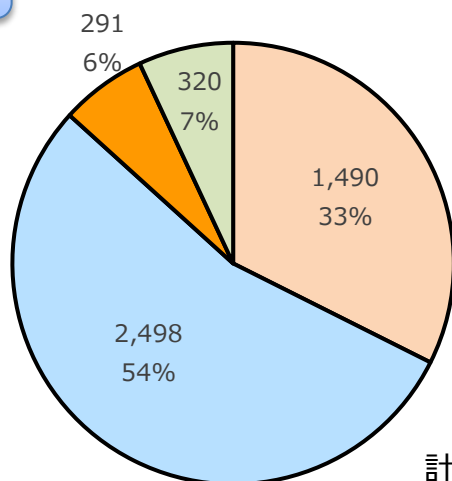
計：17,034人

中学校



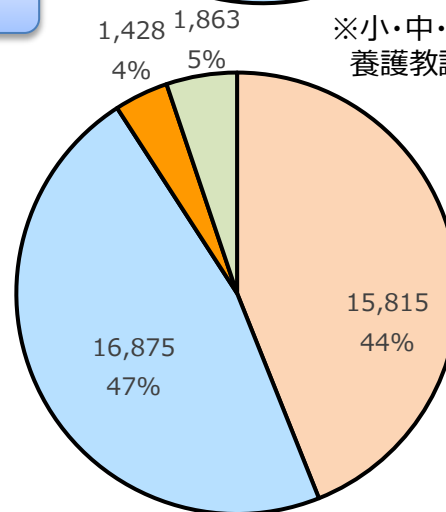
計：9,589人

高等学校



計：4,599人

計



計：35,981人

※小・中・高等学校のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。

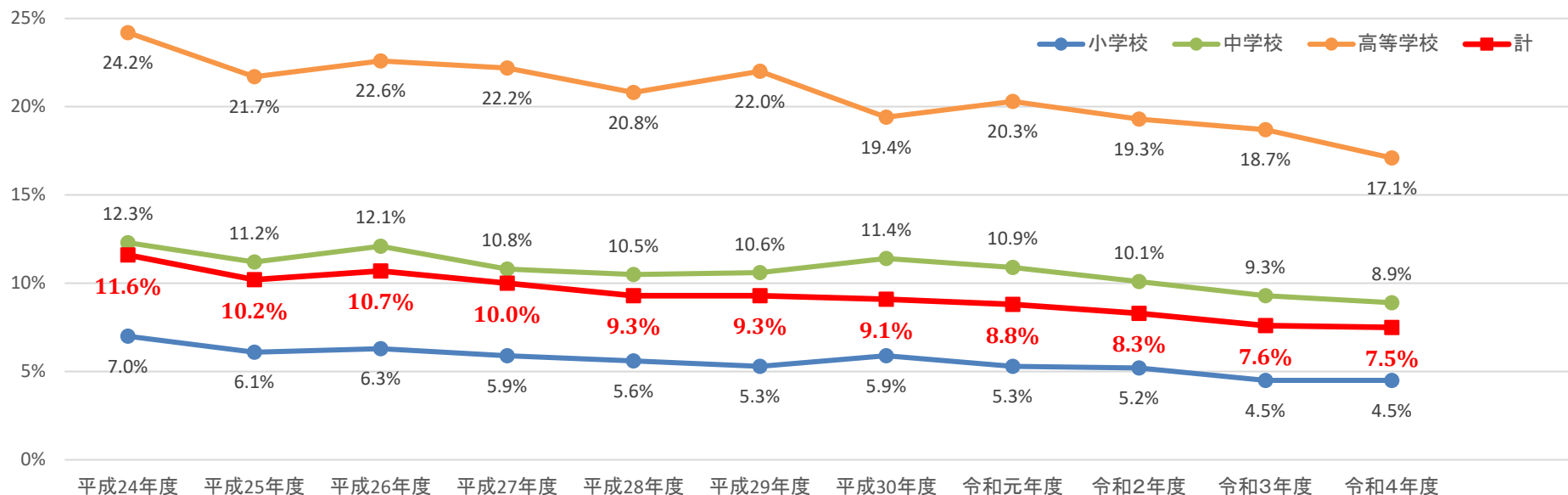
(出典)文部科学省「令和5年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

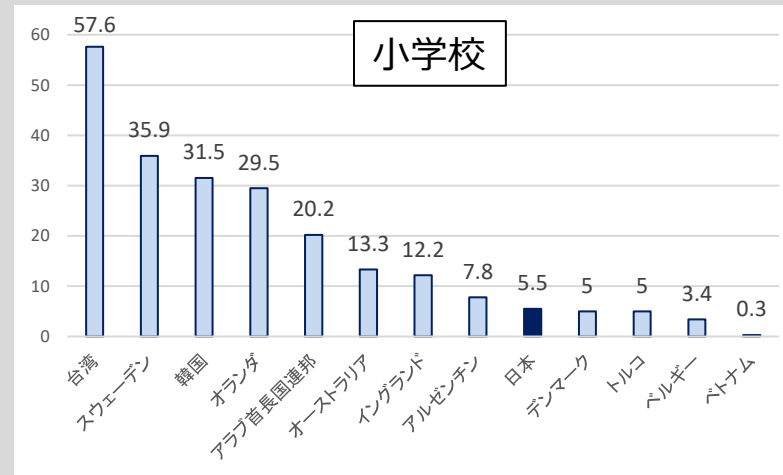
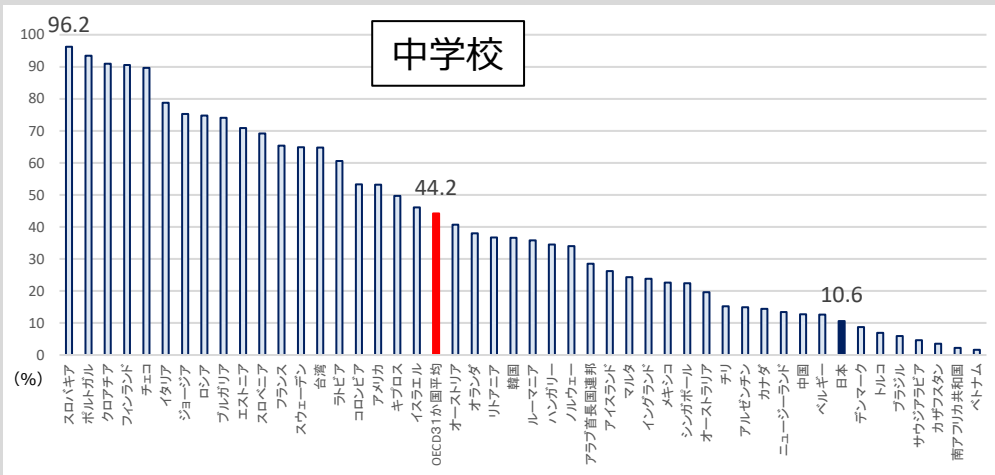
(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

公立学校教員採用試験における大学院卒採用者の状況

○ 大学院卒として入職してくる教師の比率がいずれの学校種でも低下



【参考】教師の最終学歴の国際比較（修士レベル）



今後の方向性 ～教師志願者の増加に向けて～

「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」(R5.5.31 文部科学省)より

- 教員採用倍率の低下や受験者数の減少、民間企業等の就職活動の状況を踏まえると、教師志願者の増加を図り、質の高い教師の確保に繋げていくために、教員採用選考試験の**早期化や複数回実施等の工夫改善を進めていくという方向性**を国・教育委員会・学校・大学をはじめ**全ての関係者で共有**することが重要。
- 来年度実施の教員採用選考試験の第一次選考の実施日程について、**6月16日を一つの目安（標準日）**としてできるだけ前倒しを積極的に検討いただくとともに、**複数回実施についても取組を進めるべき**。
- 実行に当たっては、**国・教育委員会・学校・大学それぞれが役割を果たす**とともに、**相互に連携・協力**し、早期化や複数回実施に係る課題点を解消していくことが必要。
- 文科省において整備した教育人材の募集情報を一覧できるポータルサイトや、各教委における教師の仕事への関心を高めるイベント等を通じて、**教師の仕事の価値ややりがいを実直に発信**していくことも重要。
- さらに、文科省としては、今後、令和4年度実施の勤務実態調査のさらに詳細な分析を行いつつ、中教審において、**働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実に係る具体策について一体的に検討していく予定**。
- 令和5年度末から始まる**定年引上げ（2年に1歳ずつ65歳まで）への計画的な対応も重要**。この際、退職者枠のほか、これまでの臨時講師等の枠を減らして正規教員に置き換えることで安定的に新規の正規教員の採用枠を確保し、**非正規教員の割合抑制**を進めるべき。
- 教員採用選考の工夫改善の議論はこれで完結ではない。
文科省として、平成30年度に教職員支援機構が実施した調査研究で示された検討課題を踏まえつつ、公立学校教員採用選考に係る**第1次選考の全国共同実施の実現可能性について調査・検討**を進める必要がある。

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について 通知のポイント

(令和6年4月26日付6文科教第261号通知)

1. 令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験における第一次選考日程について

- ・令和5年5月、「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」において、令和7年度（令和6年度実施）の教員採用選考試験の第一次選考について、**令和6月6月16日**を一つの目安（標準日）として、できるだけ前倒しを積極的に検討いただくこと、あわせて最終合格発表についても前倒しの検討を要請。
- ・現在、過半数の教育委員会が6月16日か、それより前に実施日を設定している状況。
- ・他方、依然として教員採用選考における受験者の減少傾向が続いており、特に、民間企業や他の公務員への就職が多い教員養成系以外の学部で多くの学生が教員免許を取得している中学・高等学校の採用選考における新規学卒者の受験動向も踏まえれば、もう一段の日程前倒しの検討・対応が必要。
- ・令和7年度実施の第一次選考については、**令和7年5月11日(日)**を一つの目安（標準日）としてできるだけ前倒しの検討いただきたい。
- ・なお、令和7年5月11日(日)に第一次選考を実施する教育委員会に対しては、同日実施される国の小学校教員資格認定試験の問題提供が可能。

2. 教員採用選考の複数回実施について

- ・この一年間で、春期から夏期にかけて実施する教員採用選考試験において筆記試験の一部を大学3年生のうちに受験することができる仕組みや、主に秋期から冬期にかけて追加的に採用選考の機会を設けるなど、教員採用選考試験の複数回実施について取組が拡大しているが、各教育委員会においては、教師人材の確保の状況を踏まえつつ、引き続き、**受験機会の充実について工夫改善に努めていただきたい。**
- ・教員採用選考試験の複数回実施については、令和6年度においても文部科学省の委託事業により、**秋期から冬期に活用することを想定した教養試験問題を作成予定。**
- ・大学3年生等を対象とした採用選考については「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」の趣旨も踏まえ、**学生の大学における学修に支障が生じないこと**が前提。実施に当たっては域内の大学とも十分な調整を行っていただき、大学の推薦等を前提とするなど、**各教育委員会における質の高い教師人材確保の必要性と、大学における教育活動の円滑な実施の調和がとれた形で、適正な規模での実施に努めていただきたい。**

3. 教員採用選考試験における特別選考の拡充について

- ・教員採用選考試験における工夫改善として、特別免許状の授与を前提とした民間企業等勤務経験や博士号の取得等を加味した特別な選考、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を加味した選考、育児や介護等のため退職した者を対象とした選考、採用選考受験後に2年間程度教員免許を取得するための猶予を設けた選考等、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向けた採用選考の工夫**に努めてください。
- ・その際、長く教壇を離れていた者や特別免許状の授与を受けた者等の教職経験のない者を対象とした選考の実施に当たっては、入職者の不安を軽減し、円滑な入職につなげるため、各教育委員会におかれては、最新の教育事情等に関する研修等を適切な時期に実施するよう努めてください。
- ・なお、文部科学省では、今後教職への入職を考えている方（特別免許状の活用や現在教壇には立っていないものの教員免許状を保有する方等）が学習するための研修コンテンツを開発し公開しているほか、本年4月より、大学等が作成した研修動画を、「ゲストアカウント」の取得により視聴可能な**「全国教員研修プラットフォーム『Plant：プラント』」**の運用を開始しており、これらの活用についてもご検討ください。

教員採用選考試験に係る第1次選考の共同実施に向けた検討会議について

- 本検討会議では、公立学校教員採用選考に係る第1次選考の共同実施の可能性を検討
- より多くの自治体に参加可能な制度設計とするため、コンセプトや具体の論点について自治体の意見集約を行いつつ検討

検討会議の概要

メンバー	■文部科学省（総合教育政策局 教育人材政策課） ■教育委員会 北海道、宮城県、茨城県、東京都、岐阜県、大阪府、岡山県、高知県、長崎県、横浜市、神戸市の各教育委員会の教員採用選考担当課長 ■オブザーバー 全国都道府県教育委員会連合会、指定都市教育委員会協議会、独立行政法人教職員支援機構
スケジュール	• 24年1月：趣旨の確認、自由討議 • 2月～6月：各論点について意見交換（計4回） • 7月：共同実施の試案のとりまとめ ※10月にメンバー以外の教育委員会に試案を共有

論点例

コンセプト	• 共同実施の意義・必要性についてどのように考えるか。 • 目的・期待する効果をどこに位置付けるか。
各論	（問題作成について） • 作問の方法（職員派遣の有無） • 試験の実施内容（問題の範囲） • 問題の改変・追加等について（自治体独自の出題） （試験運営について） • 想定される業務について （採点・成績処理について） （日程・試験時間について） （併願する場合の方法について） （費用分担について）

共同実施で想定される実施様式について

統一試験方式

第三者機関が作問から開催まで一括して処理



- ・ 一次試験の業務大部分を共通化することにより、負担軽減の効果も大きい
- ・ 自治体独自の問題の追加や改変はできない
- ・ 一次試験の実施日は統一されるが、二次試験の実施日まで統一する必要はない
- ・ 一次試験の出願と二次試験の出願を分けることで他自治体との併願が可能

共通問題配布方式

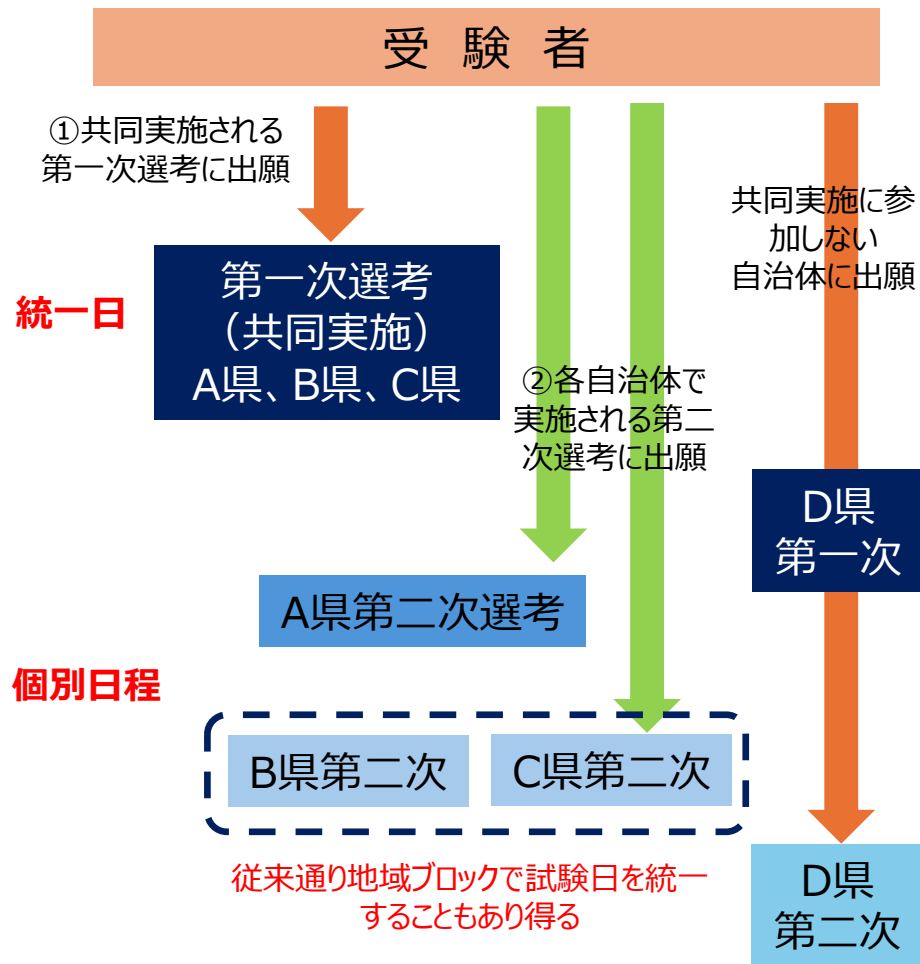
第三者機関が作成した問題を活用して従来通り各教育委員会が試験を運営



- ・ 負担軽減の効果が限定的（作問の負担軽減が中心）
- ・ 共通問題をベースとしつつ、自治体独自の問題の追加や改変が可能
- ・ 試験問題の大部分が共通となるので、一次試験の実施日を統一することが必要
- ・ 共通問題をベースとしつつも同一の試験問題ではないため、他自治体との併願が困難
- ・ 大きな仕組みの変更を伴わずに実施が可能

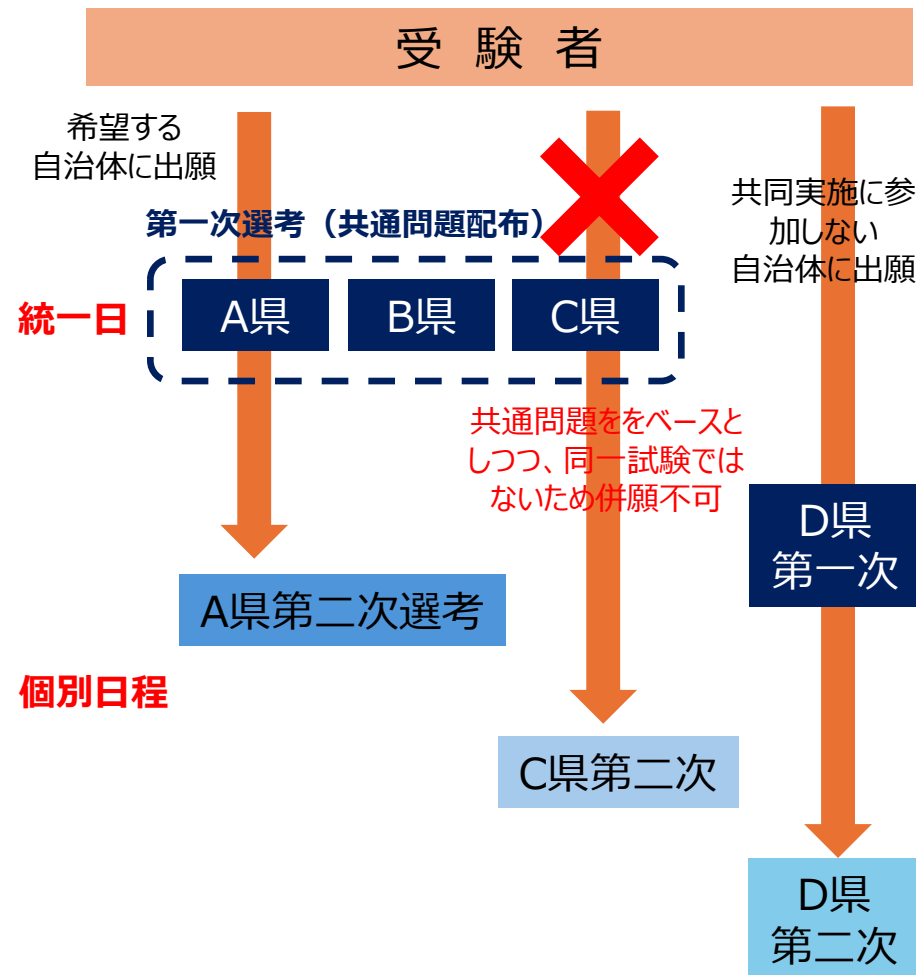
共同実施における出願イメージ

統一試験方式



共同実施に参加する自治体間においても
第二次選考の日程が異なる自治体との併願が可能

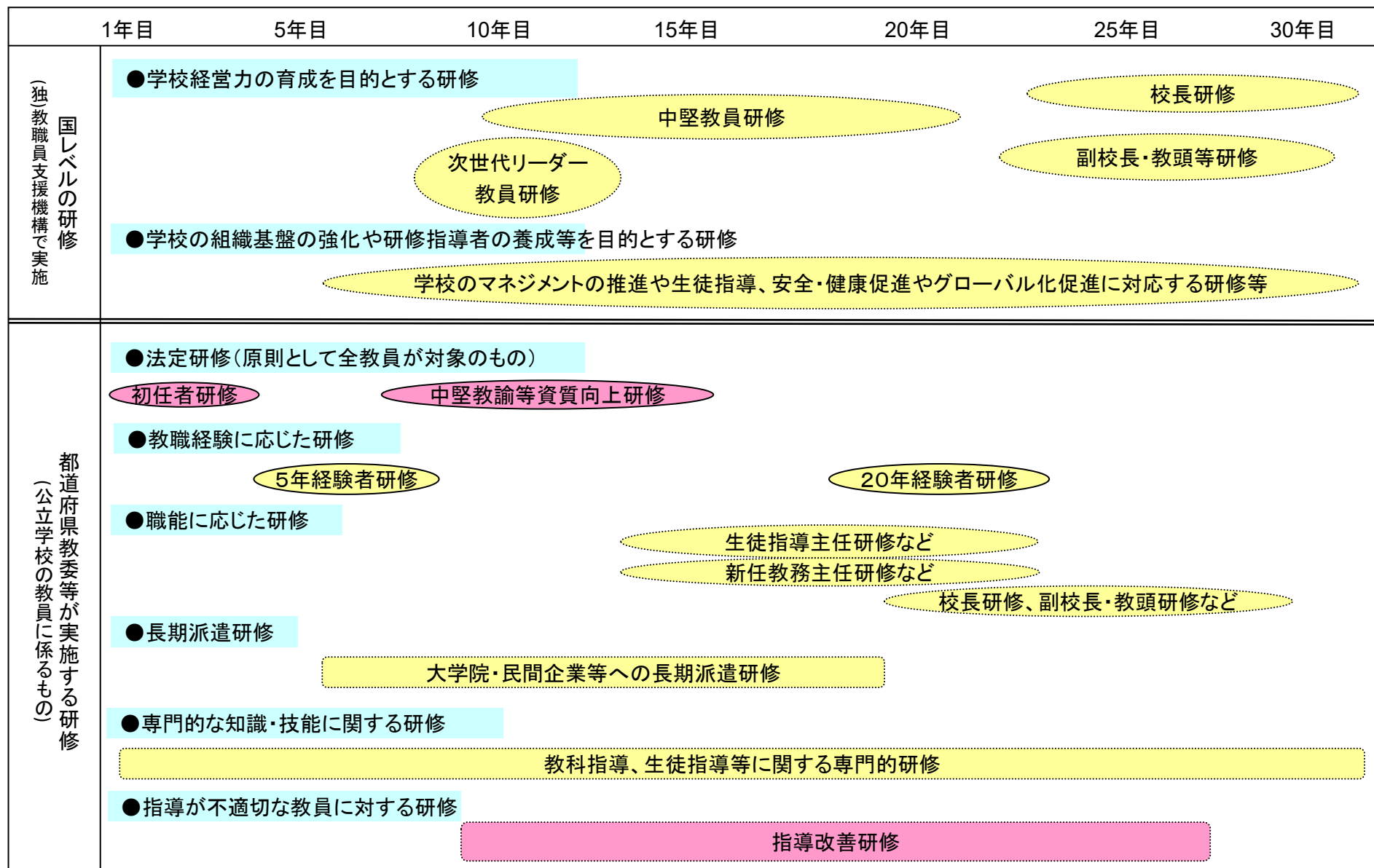
共通問題配布方式



共同実施に参加する自治体間の併願は困難
(共通問題をベースとしつつ、自治体による改変がある
場合)

5. 教員研修関係について

教員研修の実施体系

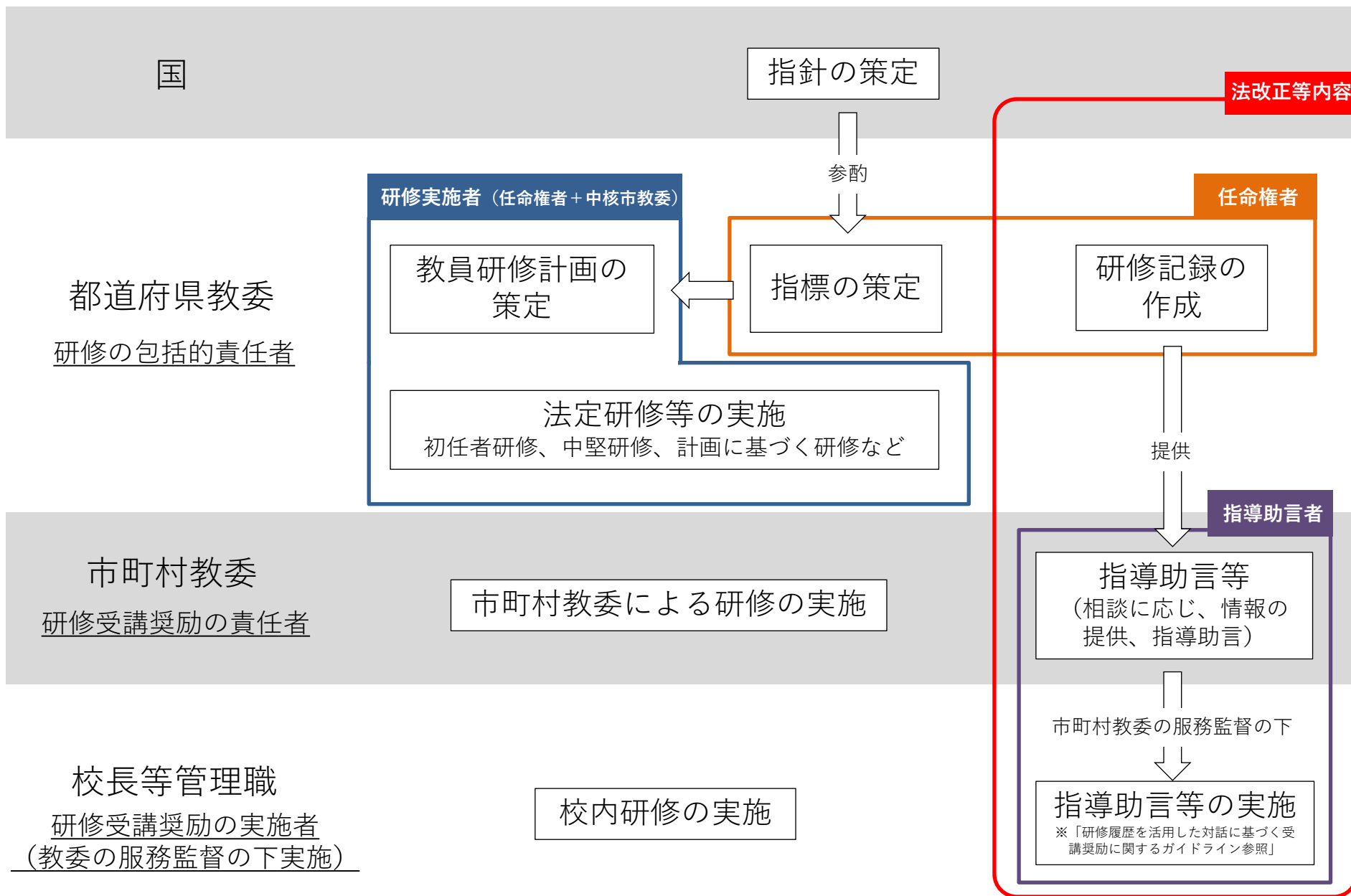


法定研修



法定研修以外の研修

教員研修の仕組みにおける主体(県費負担教職員の場合)



「全国教員研修プラットフォーム」の構築・運用とオンライン研修コンテンツの充実

<取組の背景>

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

- 教員免許更新制の発展的解消、研修受講履歴記録作成、資質向上に関する「対話と奨励」の制度化
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定



<取組の内容>

「全国教員研修プラットフォーム」の構築・運用

- 教育委員会や大学等が登録した研修動画の視聴(受講)や、研修受講履歴記録の作成ができる、「全国教員研修プラットフォーム(Plant:プラント)」を構築。
- 独立行政法人教職員支援機構により教育委員会と共同運用。
⇒R6年度より運用開始(49都道府県・指定都市の教育委員会が利用中。)
⇒R6.11現在、25,000件以上の研修が登録(うちオンデマンド研修コンテンツは約2,700件)。利用教員数は約720,000人。ゲストユーザー数は約14,000人。

機能①	研修動画コンテンツ・研修情報の登録
機能②	研修の推薦等手続
機能③	研修の受講
機能④	研修受講履歴の作成・閲覧

オンライン研修コンテンツの充実

- 多様な主体が有する知見を活かしたオンライン研修コンテンツを開発。
⇒R4年度補正予算、R5年度補正予算により、現在175コンテンツを開発
- 開発したコンテンツを「全国教員研修プラットフォーム」上に掲載。

1. 喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツ

情報教育や外国語教育、いじめ防止、不登校児童生徒支援、特別支援教育、外国人児童生徒対応など

2. キャリアステージ・校務分掌に対応する研修コンテンツ

初任者等経験の浅い教員や中堅教員、新任副校長・新任教頭などのキャリアステージや、道徳教育、総合的な学習(探究)の時間、特別支援教育コーディネーター、コミュニティ・スクール、教員研修などの校務分掌

3. 教師の多様な研修ニーズに対応する研修コンテンツ

消費者教育・金融教育、教員のメンタルヘルス対策、主権者教育、幼児教育、在外教育施設など

4. 外部人材等に対応する研修コンテンツ

体育授業でのアスリート人材や音楽・美術等の授業でのアーティスト人材など

Plant
Platform for Teachers and
staff Development

Plantへのログインなど、詳細はこちらからアクセス願います。 → <https://www.nits.go.jp/service/plant/>

全国教員研修プラットフォームについて

ワンストップ化された多様な研修の申し込みから受講、修了判定、教員育成指標と連携された研修受講履歴の自動作成など、各種機能を備えたシステムを構築し活用を推進することにより、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資する。

※図中の「←」は、システムによる各手続きの流れの一例

機能② 研修の推薦等手続

- ・教育委員会が、指標研修の受講者の推薦や決定を実施。
- ・教員が、一般研修用に研修動画や集合研修を検索・申込。

教員

受講申込

学校管理職・
市教育委員会

受講者推薦

教育委員会等
(研修主催者)

受講者決定

機能③ 研修の受講

- ・教員が、指標研修の受講や、大学等が登録する研修動画の視聴等を実施。
 - ・教育委員会等の研修主催者が、あらかじめ各研修に設定した成果確認(テスト等)の結果に応じて修了判定を実施。
- ※国私立学校教員や、教員を目指す者等も、「ゲストユーザー」として大学等が登録する研修動画の視聴等を実施可能。

教員・
ゲストユーザー

研修の検索

研修の受講

教育委員会等
(研修主催者)

修了判定

機能① 研修動画コンテンツ・研修情報の登録

- ・教育委員会や大学、公益法人等の研修主催者が、システム上に研修動画や集合研修の情報を登録。

教育
委員会

大学

公益
法人等

(独)
教職員
支援機
構

文部
科学省

研修動画・集合研修情報の登録

教員研修
プラットフォーム

研修受講履歴
記録システム

オンデマンド
研修コンテンツ

集合研修・
オンライン研修
情報

研修受講履歴

※教育委員会の経費負担により、
(独)教職員支援機構が一体的に運用。

機能④ 研修受講履歴の作成・閲覧

- ・システムを通じて受講した研修の受講履歴は、成果確認を経て自動作成。
- ・教員は、システム外で受講した一般研修の受講履歴を手動で作成可能。

教育委員会
(任命権者・
服務監督権者)

任命する教員や
服務監督する教員の
研修受講履歴を閲覧

学校管理職

所属する教員の
研修受講履歴を閲覧

研修受講履歴を
手がかりに対話と奨励

教員等

自身の
研修受講履歴を閲覧

…教育委員会や教員が利用できる機能

…教育委員会や教員以外も、「ゲストユーザー」として広く利用できる機能

(独)教職員支援機構の位置付け・役割について



独立行政法人教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構（前（独）教員研修センター）は、平成29年4月1日より名称を変更し、教職員の養成・採用・研修の一体的な改革を推進するため、引き続き学校関係職員への研修の充実を図るとともに、実践的な調査研究の実施やその成果の普及、行政・教職大学院等の関係機関とのネットワークの構築・連携協働等、教職員に対する総合的な支援を行う全国的な中核拠点として機能強化を図ります。

<教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点>

研修の高度化・体系化

学校経営、指導者養成研修
オンライン研修等

調査研究

教員の資質能力向上に関する調査研究等

連携協働

関係機関間のネットワーク構築

中央研修等の実施

教員育成指標に関する専門的助言

成果の普及

教職員の資質向上

研修プログラムの相互活用

免許法認定講習等
認定事務等

※H30から実施

各都道府県教育委員会・
教育センター等

研修の多様化・質の向上

校内研修の
支援

学校・教職員

研修カリキュラム及びプログラムの共同開発
研修の地方開催

大学・教職大学院等

教員養成カリキュラムの多様化・質の向上

養成・採用・研修の一体的な改革の推進

NITS戦略(取組) ～新たな学びについて～

■ 戦略 1 新たな研修像の創出

研修デザイン
の三角形

対面

リアルタイム・
オンライン

- ✓ 研修全体の「質」の向上
- ✓ 「探究型」研修の開発
- ✓ 研修のベストミックス

豊かな気づきが
醸成される学び

自己の在り方を意識して課題の本質に向き合う

オンデマンド

研修観の 転換

■ 戦略 2 全国との「新たな学び」の共創

マネプロ
【全国・NITS】

- ✓ 研修マネジメント力の協働開発

学び合いの
コミュニティ

研修デザイン
の三角形

- ✓ 「共通言語」の提案・共有

- ✓ プラットフォームを通じた
全国の学びの支援

入門編、
教職員研修編

研修履歴
との連動

■ 戦略 3 社会に開かれたNITS

民間との
コラボ

- ✓ 学校外の者との協働
- ✓ 「社会に開かれた教育課程」
へのサポート
- ✓ 「新たな学び」の情報発信

教員資格認定試験
の拡充

HP・SNSの充実

育成計画、メンター

対話の促進
PLC

風通しの良い
職場風土

- 戦略 4 NITSの人材育成・組織づくり
- ✓ NITSを担う人材の育成
- ✓ 多様な人材が働きやすい組織づくり

NITS「教職員の学び協働開発部」について(令和6年4月)

変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員の育成



子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業

令和7年度要求・要望額

186百万円
(新規)



文部科学省

背景・課題

- 教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する**子供の新たな学びの実現**のため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力向上のため、教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が重要。
- 管理職には、様々な学校内外に関する情報を収集・整理・分析及び共有し（アセスメント）、学校内外の関係者の相互作用により学校教育力を最大化していく（ファシリテーション）、総合的なマネジメント能力の発揮が必要。
- 国は、教育委員会が実施する管理職研修において、学校における働き方改革を含む、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度なマネジメント能力等が一層高まるよう支援を講じていくことが必要。

事業内容

事業①：探究型研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現（13都道府県・指定都市）

- 対象** ○各学校の校長と中堅教員（ペア）、教育委員会の研修担当指導主事等
- 内容** ○**参集研修**では、指導助言大学の参加も得て、組織や教師個人の**現状把握**や**課題設定**に関する協議・演習を実施。**校内実践**では、チーム学校として、**現状把握**や**課題設定**、**行動計画策定**、学校運営協議会などを含む**体制づくり**等を行う。
- 目標** ○**参集研修**と**校内実践**を繰り返す中で、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、学校管理職の総合的な**マネジメント力の強化を図るための探究型の研修プログラム**を開発する。
- 研修で得られた「気付き」を教職員や地域の方と**対話**し校内実践を行うことにより、多様な他者と協働した探究的な学びや、教科等横断的な学びを実現する。

事業②：新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催

- 対象** ○全国の校長等の学校管理職
- 内容** ○事業①の成果報告等を内容とするフォーラムを開催する。
- 目標** ○**マネジメント力強化のための探究型の研修プログラム**を普及させる。

○費用内訳	・協力自治体経費	＜事業①＞	153百万円
	・運営業者委託経費	＜事業②＞	17百万円
	・協議会等事務経費	＜本省執行＞	16百万円

○事業期間	令和7～9年度 (3か年)
-------	------------------



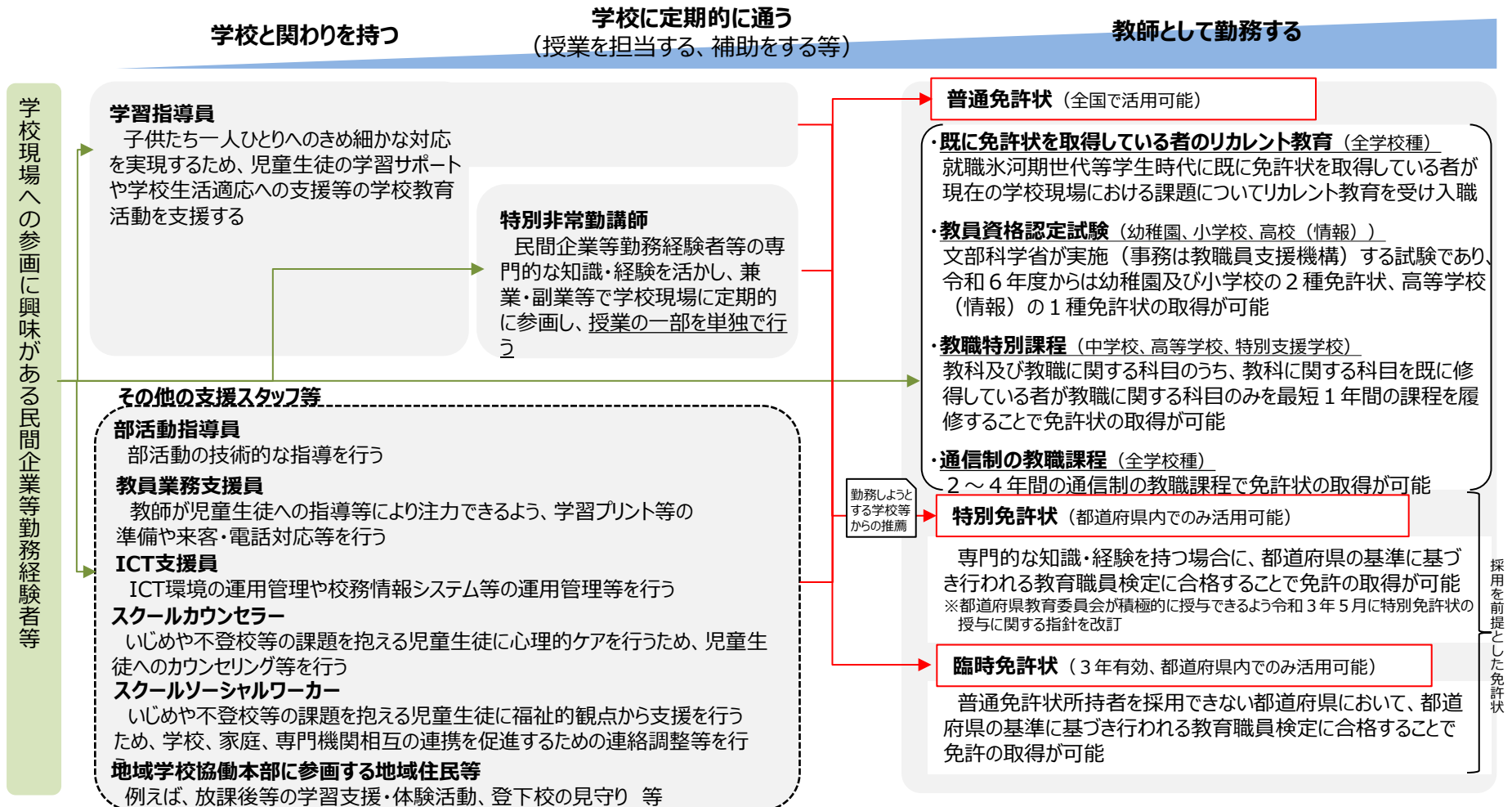
- アウトプット（活動目標）**
- 探究型研修の実践とプログラム開発。
 - 全国フォーラムの実施。

- アウトカム（成果目標）**
- 学校管理職の総合的なマネジメント力の強化。
 - 研修観の転換（新たな教師の学びの実現）。
 - 令和の日本型学校教育（新たな子供の学び）の実現。
- (担当：総合教育政策局 教育人材政策課)

5. 社会人等の教職への参入について

社会人等の多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験（幼稚園、小学校）、1年間の教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。



特別免許状について

◆ 制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和 63 年に創設）

◆ 担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成 10 年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆ 授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（可否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

◆ 授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	12	13	16	22	31	66
中学校	42	58	61	60	83	104
高等学校	105	125	138	142	204	313
特別支援学校	10	12	12	11	16	17
合計	169	208	227	235	334	500

◆ 事例（令和4年度）

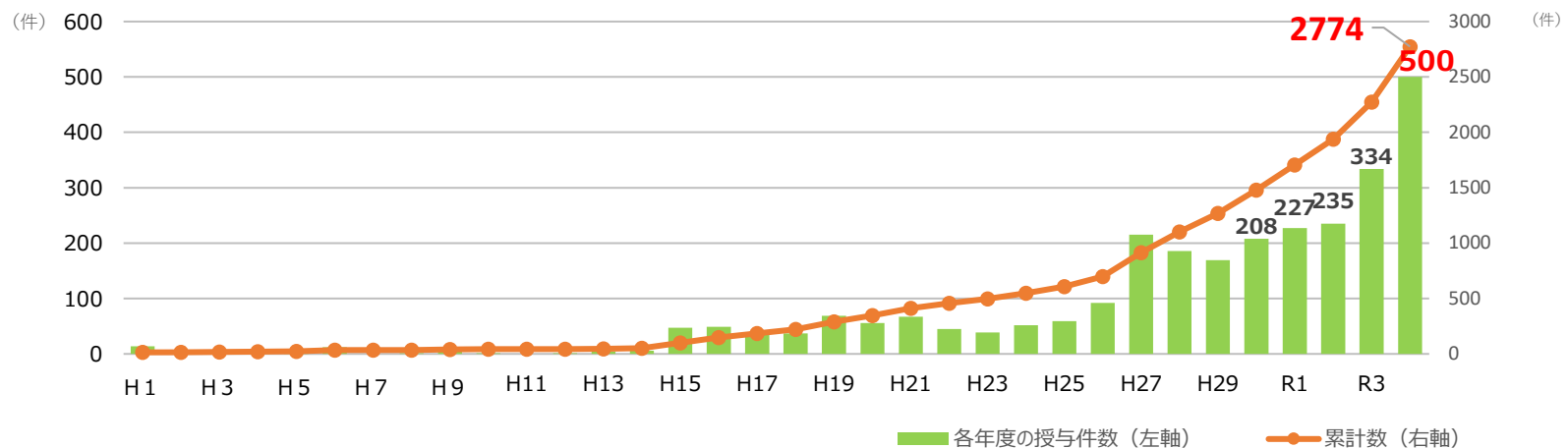
教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	225件	ALT、英会話講師、通訳	工業	19件	実習助手、土木設計技術者
情報	93件	システムエンジニア、プログラマー	自立活動	16件	看護師、理学療法士
看護	42件	看護師、助産師	体育・保健体育	9件	国体選手、社会人チーム指導者
理科	26件	研究員、博士号取得者	家庭	9件	調理師、管理栄養士

特別免許状に関する運用の見直しについて

1. 現状

- 社会に開かれた教育課程を実現するとともに、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するに当たっては、教師一人一人の専門性を高めることに加え、**多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要**である。「優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れる」ことを趣旨とする**特別免許状による教師としての入職は、そのための一つの方策であり、積極的な活用が望まれる**。
- 文部科学省においては、平成26年に「**特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針**」を策定するとともに、令和3年に更なる柔軟な授与が可能となるよう**指針の改訂**を行うなど、都道府県教育委員会に対して、特別免許状の積極的な授与を促進しているところであり、**授与件数も増加傾向**にある。

(参考) 特別免許状の授与件数



2. 課題

- 特別免許状の授与は進みつつあるものの、授与の検討に当たり、特別免許状の**制度趣旨が十分に理解・浸透していないと考えられるケース**や、**都道府県によっては消極的な運用となっている**などの課題が散見されるところ。
- 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）においても、**こうした運用上の課題等を踏まえた「特別免許状に関する運用の見直し」が提言されている**ところであり、更なる特別免許状の活用促進に向けて、**「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂**を行った。

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する免許状**。授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和3年5月に改訂**。さらに、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月9日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用に向けて、令和6年5月8日に指針を改訂**。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

R6改訂のポイント② 制度趣旨を踏まえ、**授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう明記**。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において
教科に関する授業に携わった経験
【最低1学期以上】
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）**【概ね3年以上】**
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認する。（※任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。）

【その他】

R6改訂のポイント⑤ **特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化等について記載**

- （1）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施**を検討するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知を行うこと**。
- （2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施すること**。

R6改訂のポイント③ 特別免許状授与者が、**一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることも考えられることを明記**。

R6改訂のポイント④ 特別免許状授与者について、**任期付きや非常勤として任用することも可能であることを明確化**。

特別免許状の授与件数の内訳(学校種・教科別)

■令和4年度に授与された特別免許状の内訳

学校種		R3件数	R4件数	R4内訳
小学校	国立	0	0	
	公立	20	46	外国語（44件）算数、理科（各1件）
	私立	12	20	外国語（14件）音楽（1件）算数（2件）図画工作、体育、理科（各1件）
中学校	国立	0	1	英語（1件）
	公立	20	28	英語（25件）その他の外国語（1件）技術（2件）
	私立	63	75	英語（53件）理科（7件）数学（5件）宗教（3件）技術、保健体育（各2件）音楽、国語、美術（各1件）
高等学校	国立	0	1	英語（1件）
	公立	71	182	情報（90件）英語（22件）看護（20件）工業（18件）理科（7件）家庭、福祉（各4件）水産、農業、その他の外国語（各3件）数学、保健体育（各2件）音楽、公民、商業、美術（各1件）
	私立	132	130	英語（65件）看護（22件）理科（10件）数学、その他外国語（6件）家庭（5件）保健体育（4件）情報、宗教（各3件）音楽、公民、工業、書道、商業、地理歴史（各1件）
特別支援学校	国立	0	1	自立教科（理学療法）（1件）
	公立	16	16	自立活動（肢体不自由）（16件）
	私立	0	0	
合計		334	500	※令和4年度までの累計授与件数：2,774件

（出典）令和4年度教員免許状授与件数等調査

各都道府県別の特別免許状授与件数(令和元年度～令和4年度)①

授与権者	令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
北海道	0	6	8	14	0	11	35	46	0	5	2	7	0	2	0	2
青森県	0	16	1	17	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	4	4
岩手県	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1
宮城県	0	1	2	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	3	4
秋田県	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	1	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
福島県	0	3	0	3	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0
茨城県	0	26	11	37	0	14	8	22	0	15	3	18	0	22	0	22
栃木県	0	7	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	4	0	4	0	6	0	6	0	0	0	0
埼玉県	0	11	5	16	0	10	15	25	0	9	9	18	1	8	4	13
千葉県	0	6	17	23	0	1	11	12	0	4	6	10	0	4	2	6
東京都	3	6	86	95	0	0	60	60	0	4	43	47	2	5	51	58
神奈川県	0	7	3	10	0	7	4	11	0	10	2	12	0	7	2	9
新潟県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
石川県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	1	2	0	1	3	4
山梨県	0	4	7	11	0	2	3	5	0	5	7	12	0	0	2	2
長野県	0	3	1	4	0	0	3	3	0	0	6	6	0	0	6	6
岐阜県	0	0	6	6	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	4	21	25	0	2	6	8	0	1	0	1	1	2	14	17
愛知県	0	5	1	6	0	4	3	7	0	2	3	5	0	4	3	7

各都道府県別の特別免許状授与件数(令和元年度～令和4年度)②

授与権者	令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
三重県	0	3	2	5	0	1	6	7	0	2	0	2	0	2	0	2
滋賀県	0	1	2	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	6	0	6	0	2	3	5	0	1	1	2	0	0	1	1
大阪府	0	6	0	6	0	12	0	12	0	11	0	11	0	11	0	11
兵庫県	0	4	5	9	0	3	4	7	0	4	1	5	0	3	7	10
奈良県	0	4	3	7	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	1	2
和歌山県	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
鳥取県	0	0	3	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
島根県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
岡山県	0	9	3	12	0	6	6	12	0	3	3	6	0	2	1	3
広島県	0	57	6	63	0	4	2	6	0	10	3	13	0	7	4	11
山口県	0	1	4	5	0	2	2	4	0	2	1	3	0	1	1	2
徳島県	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
香川県	0	2	0	2	0	2	3	5	0	1	0	1	0	1	0	1
愛媛県	0	4	3	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	4	0	4	0	0	2	2	0	2	2	4	0	4	1	5
福岡県	0	6	2	8	0	4	0	4	0	0	3	3	0	4	3	7
佐賀県	0	2	3	5	0	0	6	6	0	0	3	3	0	0	2	2
長崎県	0	4	2	6	0	4	1	5	0	2	7	9	0	0	0	0
熊本県	0	3	9	12	0	8	5	13	0	1	5	6	0	0	3	3
大分県	0	2	3	5	0	0	5	5	0	1	5	6	0	0	1	1
宮崎県	0	0	0	0	0	3	2	5	0	0	2	2	0	0	0	0
鹿児島県	0	25	2	27	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
沖縄県	0	12	0	12	0	6	0	6	0	0	0	0	0	2	2	4
計	3	272	225	500	0	125	209	334	0	111	124	235	4	101	122	227

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710	3,621
中学校	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299	2,378
高等学校	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990	11,900
特別支援学校	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432	1,616
合計	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431	19,515

◆ 事例（令和4年度）

医学・看護・保険 （医師、看護師等）	4,065	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）			3,880	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	1,793
芸術 （彫刻家、音楽家等）	1,874	福祉・ボランティア （介護福祉士、手話講師等）	1,061	伝統芸能 （和楽器講師等）	712	競技スポーツ （元プロサッカー選手等）	493
情報 （システムアドミニストレータ等）	520	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	470	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	558	製造現場体験 （建築家、大工等）	313
異文化理解 （通訳、ネイティブスピーカー等）	345	野外体験活動（農家、造園業等）	327	伝統工芸 （陶芸家等）	257	地域文化理解 （旅館経営者、文化保護審査委員等）	284
環境教育 （農家、昆虫学者等）	186	朗読 （フリーアナウンサー、演出家等）	70	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	139	その他 （ビジネスマナー講師、デザイナー等）	1,817

教員資格認定試験の概要

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

令和6年度 特別支援学校教員資格認定試験を休止 高等学校教員資格認定試験(情報)を再開

現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 高等学校教員資格認定試験(高等学校教諭一種免許状(情報))令和6年度から再開

受験者数等

学校種	幼稚園				小学校				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和3年度	30	17	7	41.2%	1,242	799	173	21.7%	189	132	7	5.3%
令和4年度	27	24	10	41.7%	1,017	782	135	17.3%	26※	21	1	4.8%
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%	7※	7	4	57.1%

※令和4・5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施

各自治体における社会人の教師への入職促進策について

- 社会人への特別選考は68自治体中59自治体（令和4年度実施）が実施しており、社会人からの教師への入職を促している。
- 以下のように免許取得まで猶予期間を設けた、社会人等を対象にした特別の選考を実施したり、社会人から入職する者に対する研修を実施している例もある。

東京都における転職者向け施策

○社会人特例選考

25歳以上で、教職以外の民間企業等も含む社会人経験が2年以上（選考年度の前年度3月31日までの経験が対象）ある者が受験可能。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

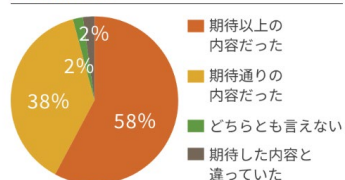
○社会人等を対象とした任用前講座

ペーパーティーチャーや他の職に就くなどで教育現場から離れていた者を対象に、任用前に学び直しができる講習を開設。採用予定者の不安を解消し、安心して着任できるようサポート。

当日の様子



当日の満足度



埼玉県におけるセカンドキャリア向け施策

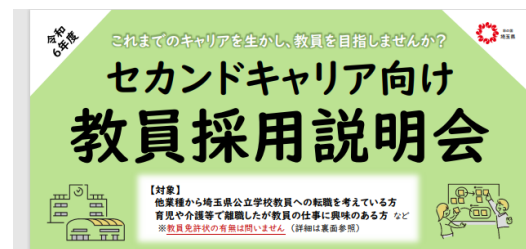
○セカンドキャリア特別選考

民間企業等における本採用（正規採用）職員としての勤務経験を、選考前年度までに通算で5年以上有する者が対象。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

○セカンドキャリア向け教員採用説明会

他業種からの転職を考えている者や育児・介護等で離職したが教員の仕事に興味のある者を対象に説明会を実施。民間企業等での勤務経験のある現職教員によるパネルディスカッションのほか、希望者には個別相談も実施。



諸外国における社会人等が教員資格を得る仕組み・状況

○ 諸外国には、社会人等（教員養成課程を履修していない学士号取得者や転職者等）を対象とした短期間（1～2年間）の教員養成プログラムが存在し、履修すれば教員資格が得られる制度となっている。

○ 履修者の質の保証のため、国が策定する標準をプログラムが満たすことを求める等の仕組みとなっている。



イギリス（イングランド）

○教員養成制度の概要

- ・公立・公営（アカデミー・フリースクールは除く）学校の教師は、教員登録機構が付与する「正規教員資格」（QTS）の取得が必要。
- ・大学での教職課程履修（通常3年、BA Educationなど）によるQTS取得のほか、主に以下の方法でQTSを取得。

○社会人の主な参画ルート・仕組み

➤大学院におけるPGCEコース

概要：大学卒業後にPGCE(postgraduate certificate in education)コースで正規教員資格を取得。学位に直接は紐づかない資格取得プログラムだが、PGCEの単位は、大学院（修士課程）に進んだ場合の単位に転換可能。

提供機関：大学・大学院

対象者：学士号取得者（※教育学士号等を問わず）であるとともに、中等教育一般資格（GCSE）取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間：1～2年間

内容等：実践的な教職内容に係る講義・少人数セミナー、教育実習（初等教員課程：全38週のうち18週以上、中等教員課程：全36週のうち24週以上）等

➤学校主導のコース（SCITT、School Direct等）

概要：学校等が主導する実践中心のプログラム。学校での実習を中心にしながら、大学等で座学も学び正規教員資格を取得。

提供機関：教育省に認定された教育機関（学校、民間機関、大学・大学院等）

対象者：学士号取得者（※教育学士号等を問わず）

期間：1～2年間

内容等：授業等の学校実習、実践的な教職課程等

※取得資格：QTS（上記共通）、PGCE

※質保証：国の教員養成に係る基準に基づくプログラムの認可が必要（上記共通）

○養成プログラムに占める登録者の割合

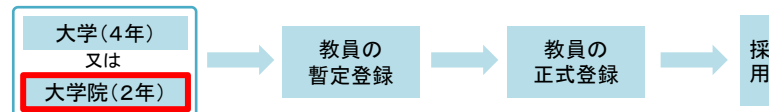
・学部卒段階の受講者の半数以上が学校主導コースに登録。高等教育機関提供ルート（PGCEコース含む）は44%。（2023年）



オーストラリア

○教員養成制度の概要

- ・「教員のための専門職スタンダード（APST）」がオーストラリア教職機構（AITSL）によって定められている（運用は各州政府の権限（AITSLに管理・監督権限はない））。
- ・教員になるためには、大学（4年）又は大学院（2年）での教職課程の履修が必要。



○社会人の主な参画ルート・仕組み

➤大学院における教員養成プログラム

概要：学士号取得者を対象とする教職課程。大学院レベルの課程であり、学位（修士）を取得。

提供機関：大学院

対象者：学士号取得者（※教育学以外）

期間：2年間

資格：修了者は教員の暫定登録が可能

内容等：教職専門科目及び教育実習（大学院課程では60時間以上）から構成

※初等教員：国語・算数・理科の履修が必要

※中等教員：教える分野について、学部時代での専攻が必要

質保証：APSTに基づくプログラムの認可が必要（各州の教員登録機関がAITSLとともに実施）（※初回以外にも一定年限ごとにプログラムの認可が必要）

○その他社会人の参入促進策等

- ・教員養成プログラム在籍者への奨学金（2,500豪ドル/年）。（クイーンズランド州）
- ・「臨時的教授認可（PTT）」プログラムにおいて、適切な登録教師が確保困難な場合、教育実習希望者にPTTを付与。学業と教員勤務のバランスが配慮され、実習校と雇用校が同一の場合等により、教育実習生を学校が雇用することが可能。（全国。PTTプログラム登録者は888名（2022年））